

RIETI Discussion Paper Series 07-J-037

# 国際制度としての地域貿易協定 ―日本の締結した経済連携協定の制度・構造の比較分析を題材として―

小林 友彦 京都大学



# 

小林 友彦\*\*

## 要旨

今日ますます関心の高まっている地域貿易協定(RTA)とは、国際法上いかなる存在なのだろうか。他の二国間条約と何が異なるのだろうか。RTA の制度・構造に関する諸規定の分析は、条約体制としての個々の RTA の性質及び実効性を評価し、今後の RTA 締結交渉において留意すべき要素を再確認する機会を提供する。本稿は、先行研究の蓄積が少なかった論点について、方法論の整備を試みつつ、複合的な視角からの実証分析を試行する。

まず、第1章において、問題状況を整理する。

次に、第 II 章において、RTA の制度的側面の分析方法を整理する。結果として、以下のような知見が得られた。第 1 に、分析対象及び分析視角を特定することによって、IVTO サイド」の分析とは異なる視座から IVTO のあり様を虚心坦懐に眺める IVTO サイド」からの比較分析の有効性が示される。第 IVTO に、比較分析の切り口としては、IVTO がよいでは、IVTO がよいでは、IVTO がよいでは、IVTO がよいでは、IVTO がよいでは、IVTO がよいでは、IVTO がよいでは、IVTO がよいでは、IVTO がいるの比較分析の有効性が示される。第 IVTO に変とない。IVTO に変とない。IVTO に変とない。第 IVTO に変とない。IVTO に変ない。IVTO に変とない。IVTO に変ない。IVTO にない。IVTO に変ない。IVTO に変ない。IVTO に変ない。IVTO に変ない。IVTO に変ない。IVTO に変ない。IVTO に変ない。IVTO に変ない。IVTO に変ない。IVTO に変

さらに、第 III 章において、RTA の関連規定の比較分析を行う。結果として、以下のような知見が得られた。第 1 に、他条約との関係に関して、日本の締結した経済連携協定(EPA)は、その過半数が WTO 協定優先条項を置く等、WTO 協定の優越性を認める姿勢が顕著に表れている点が特徴的である。これと対照的に、WTO 協定以外の他条約との関係については不明確性が大きい。第 2 に、運営制度に関しては、効率性及び実効性に対する問題関心から、柔軟な運用が可能な制度となっている点が特徴的である。他方で、それは制度の不確定性を内包しており、かえって実効性を高めづらくなる可能性がある。第 3 に、RTA の発効後の変更に関しては、「改正」について柔軟な制度を設ける一方で、「加入」に関しては柔軟性が乏しい点が特徴的である。RTA 発効後の状況変化に対応するために、制度面でさらなる検討が必要である。

最後に、第 IV 章において、以上の分析を要約した上で、今後の RTA 交渉への示唆を提示する。

<sup>\*</sup> 本稿は、RIETI「地域経済統合への法的アプローチ」研究プロジェクト(代表:川瀬剛志ファカルティフェロー)の研究成果の一部である。本稿の執筆にあたって貴重な意見を下さった外務省、財務省、経済産業省、経済産業研究所の皆様に、心より御礼申し上げる。むろん、内容に関する責任は筆者に帰属する。

<sup>\*\*\*</sup> 京都大学大学院法学研究科博士課程/T.Kobayashi@kx2.ecs.kyoto-u.ac.jp

# 目次

I. は	じめに: 問題の所在	3
u +-:	ナの性ウ. しかハモの切なT1パもみ	4
Ⅱ. 方	法の特定: 比較分析の視角及び対象	4
1. 分析	↑視角	4
(1)	RTA サイドからの比較分析	
(2)	日本の EPA を軸とした共時的比較と通時的比較	
(3)	RTA 制度の対外的側面及び対内的側面の分析	6
2. 分析	行対象	6
(1)	対外的側面に関する規定: 「他条約との関係」	6
(2)	対内的側面に関する規定: 「運営制度」及び「事後の変更」	7
3. 課題	夏の特定	7
III. 分 <sup>7</sup>	析の遂行:複合的な比較分析の試行	8
1. 対タ	ト的側面に関する規定	8
(1)	全締約国が加入する条約との関係	
(2)	一方の締約国のみが加入する条約との関係	14
2. 対内	n的側面に関する規定	15
(1)	運営制度	15
(2)	事後の変更	18
IV. お	わりに: 一応の分析成果	22
1. 以上	この分析の要約	22
2. RTA	4 交渉への示唆	23
3. 今後	その課題	24

#### I. はじめに: 問題の所在

周知のとおり、地域貿易協定(RTA)は1990年代以降急速に普及しつつある<sup>1</sup>。むろんRTAの急増という現象自体は1960年代や1980年代にも見られたものの、今日においては、RTAの数の増加しかつそれぞれの規律が深化・多様化したことに伴い、様々な問題が生じつつある。

とりわけ、RTA が一個の条約体制としていかなる制度及び構造を具えるかは、RTA が発効した後に実効的に機能させ続けるために、理論的のみならず実務的にも重要な課題を提起している。少なくとも、以下のような論点が挙げられる。第 1 に、個々の RTA について、WTO 協定との整合性が問題となるのみならず、他の RTA との相互関係も問題となる。第 2 に、RTA はそれぞれ独立した条約体制であり、数が増加するに伴って個々の RTA を政府が維持運営する費用や、新たな制度に私人が対応する費用の増加が問題となりうる $^2$ 。第 3 に、RTA は永続的・確定的な存在ではなく、WTO における多角的交渉の進展や離合集散を通して変容していくことが予定されているため、締結・発効後の変化にどのように対応しうるかが問題となる。

より具体的には、複数のRTAの間でさらにRTAを締結すること等を通じて同一の国との間で複層的なRTA関係が出現するような場合 $^3$ 、重層化する権利義務関係が錯綜したり相互に抵触したりすることへの法的対応等が必要となる $^4$ 。日本もASEANとの間で2003年の包括的連携枠組合意に沿って $^5$ 、個別加盟国との経済連携協定(EPA)締結交渉と日ASEAN間の包括的交渉とを並行して進めており $^6$ 、他人事ではない $^7$ 。このように、RTAに基づく各締約国の権利義務の分析とは別に、RTA自体の制度・構造のあり方に焦点を当てて分析を行う必要性は急速に増大している。

しかしながら、北米自由貿易協定(NAFTA)又は欧州共同体(EC)に関するものを例外とすれば、RTAの制度的側面の法的分析について、包括的な先行研究は見当たらない<sup>8</sup>。そこで本稿では、RTA一般についての法制度分析を行うための予備的研究として、分析手法の特定と実証分析の試行の両方に取り組む。具体的には、まず、RTAの制度的側面に関して有用と思われる比較分析の手法を特定する(後述 II.参照)。その上で、自由貿易協定(FTA)、特に日本の締結した EPA を軸として比較分析し、日本の EPA の関係規定に見られる特徴的な点を抽出しつつ、そこに見出される論点を整理する(後述 III.参照)。こうした分析を通して、分析手法の精緻化に貢献し、今後 RTA の

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Consultative Board to the former Director-General Supachai Panitchpakdi, The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New Millennium (2004), at 19, available at

http://www.wto.org/english/thewto\_e/10anniv\_e/future\_wto\_e.pdf. RTA には関税同盟、自由貿易協定(FTA)及び中間協定等があるところ、日本がこれまで締結した EPA は、投資や協力等、貿易に限定されないものの、総体としてはFTA として位置づけられる。RTA の形態ごとに、必要な制度に違いが生じうるため、さしあたり本稿では、最も広く利用されている FTA に焦点を当てて分析する。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 相互に独立した条約体制として、少なくとも形式的には、事務処理のための制度等を別個に設ける必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> EFTA-SACU 間の RTA 等がある。See also Roberto V. Fiorentino, Luis Verdeja and Christelle Toqueboeuf, The Changing Landscape of Regional Trade Agreements: 2006 Update (World Trade Organization, Discussion Paper No. 12, 2006), at 84, available at http://www.wto.org/english/res e/booksp e/discussion papers12a e.pdf.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Joint Expert Group for Feasibility Study on EAFTA, Towards an East Asia FTA: Modality and Road Map (July 2006), at 33. <sup>5</sup> 日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的経済連携の枠組み(2003 年 10 月 8 日署名)。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 日・ASEAN 包括的経済連携構想に関する首脳達の共同宣言(2002年11月5日)(外務省暫定仮訳:「我々は、日本と ASEAN 全体との間の包括的経済連携実現のための枠組みを検討する一方で、すべての ASEAN 加盟国と日本が二国間の経済連携を確立するための作業を始めることが出来るという手法を承認した」)。

 $<sup>^7</sup>$  2007 年 5 月 4 日に大筋合意した日 ASEAN 間交渉の他に、ASEAN+3、ASEAN+6 又は FTA-AP 等の枠組も模索されている。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> RTA において制度的側面を扱うことの多い総則規定・最終規定についての概説としては、渡邊頼純監修・外務省経済局 EPA 交渉チーム編著『解説 FTA・EPA 交渉』(2007)、115-134 頁参照。若干関連する先行研究として、分析アプローチについては細野昭雄『APEC と NAFTA』(1995)、228 頁以下、経済学分析としては遠藤正寛『地域貿易協定の経済分析』(2005)、4 頁以下等がある。

制度及び構造に関する一般分析を行うための示唆を得ることが本稿の目的である。最後に、日本の EPA 交渉において利用しうる暫定的な知見を要約し、今後の RTA 交渉への示唆を探る(後述 IV.参照)。

#### Ⅱ. 方法の特定: 比較分析の視角及び対象

#### 1. 分析視角

#### (1) RTA サイドからの比較分析

規律内容についてであれ制度的特性についてであれ、RTA の法的分析を行う際には、「WTO サイド」からの分析と「RTA サイド」からの分析とがありうる。これまでは、前者が主たる分析方法であった。

WTO サイドからの分析とは、WTO 協定上の義務の例外として RTA を締結することの許容性条件を定める GATT 第 24 条等に照らして<sup>9</sup>、WTO 協定と整合的か否かという視点から、いわばトップダウン・アプローチで RTA を評価する分析手法を指す。これに対して、RTA サイドからの分析とは、現に存在する多様な RTA を比較し、個々の RTA の具えている特質を観察することを通して、そこから抽出される法的論点を検討するという、いわばボトムアップ・アプローチをとる分析手法を指す。

さて、このような二つの研究手法は相互に排他的でないものの、RTA の規律内容の分析・評価においては WTO サイドからの分析がすでに多くなされている $^{10}$ 。このアプローチによれば、GATT 第 24 条他の関連規定、WTO 紛争処理手続における当該規定の解釈 $^{11}$ 、あるいは WTO の RTA 委員会における RTA 審査資料等に基づいて、各 RTA が WTO の目的達成のために貢献するものであるか否か、WTO 協定に照らして許容しうるものであるか否かを評価すること等が主眼となる。しかしながら、こと RTA の制度・構造については、そもそも一般的な規律が WTO 協定上存在するわけではなく、また現実にも RTA を締結する諸国が必ずしも WTO 協定の目的を達成するためにのみRTA という制度を設立・維持・発展させているわけでもない $^{12}$ 。とすれば、RTA の制度・構造については、多種多様な RTA が形成された目的・文脈に照らして、それらがいかなる特質を有しているか観察する RTA サイドからの分析の方が、WTO サイドからの分析よりも適しているのではないだろうか。

それゆえ、本稿では、RTA サイドからの分析を行う。具体的には、個々の RTA の総体的な特質を把捉するために、RTA の全体的制度・構造に関わる総則的規定の分析を行う $^{13}$ 。これまであまり

0

 $<sup>^9</sup>$  GATS 第 5 条及び授権条項も RTA との関係を規律しているものの、制度的側面において区別する必要が少ないことから、同一国間で物品の RTA とサービスの RTA がある場合、本稿では前者のみ取り上げる。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> このような観点からの詳細な分析として、経済産業省通商政策局編『2007 年版 不公正貿易報告書』(2007)、379 頁以下参照。ただし、WTO 協定の関連規定における審査基準は明確ではなく、WTO 紛争処理手続を通した解釈も確定しておらず、そのためもあって各 RTA に関する RTA 委員会の審査機能も限定的であり(同上書、365 頁)、ドーハラウンド交渉の一環として、RTA に関する WTO 協定上の規律を明確化するための交渉も進行中である。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 仮にある RTA が全体として WTO 協定と整合的であったとしても、個々の規定において両者が全く抵触しないとは限らない。 See Thomas Cottier and Marina Foltea, Constitutional Functions of the WTO and Regional Trade Agreements, in Lorand Bartels and Federico Ortino (eds.), REGIONAL TRADE AGREEMENTS AND THE WTO LEGAL SYSTEM (Oxford University Press, 2006), at 52.

<sup>12</sup> 例えば、WTO の所掌外の事項を含む地域統合プロジェクトの一環として RTA が締結されることも珍しくない。 13 総則的規定とは、RTA の実施運用において一般的に適用される規定を指し、総則、一般規定、最終規定等の名称 の如何を問わない。

注目されてこなかったものの、上で提起したような論点については、RTA の総則的規定のあり方が問題となるためである。なお、個別章において設定される協議・審査・検討等のための諸制度については、個別章における権利義務の設定内容に依存し、RTA ごとの差異が大きいため、別稿に委ねることとする。

### (2) 日本の EPA を軸とした共時的比較と通時的比較

RTA サイドからの分析を行うには、サンプルの選定方法も問題となる。というのも、GATT/WTO に通報されているものだけで 200 を越える RTA は、それぞれ目的も機能も規模も多様であるため、異なる国の間で締結された RTA をただ横に並べても焦点が絞りづらいからである。

この点、ある一つの国の締結する RTA には一定の共通性があると考えられるため、まずは特定の WTO 加盟国を選定し、当該国が締結した複数の RTA を比較することが、一般分析を行うための基礎となろう。さしあたり本稿では、日本の締結した RTA (以下では、日本の締結した RTA をさす場合は適宜 EPA と表記する) に焦点を当てる (後掲図 1)。ただし、RTA の内容は締結時の事情や締結相手国との関係に大きく依存するため<sup>14</sup>、ある国が締結した RTA の特質についての分析の精度を上げるためには、当該国が締結した RTA 同士を比較するのみならず、「通時的比較」と「共時的比較」とを組み合わせた複合的な分析を行うことが有益だと考えられる。

具体的には、以下の3つの視角から比較分析を行う。第1に、日本がこれまで締結(署名または発効)した7本のEPA(以下では適宜「日本のEPA」と略する)を取り上げ<sup>15</sup>、それぞれの関係規定を比較する<sup>16</sup>。このような分析視角は、日本が締結し実施していくEPAの間にいかなる差異と共通性が見られるか判断するのに資する。第2に、日本の締結したEPAとの共時的比較の対象として、日本がEPAを締結したそれぞれの相手国が第三国と締結したRTA(以下では、適宜「第三国とのRTA」と略する)においていかなる規定が置かれているか参照する(附表参照)<sup>17</sup>。RTAの締結相手国が第三国とどのような規定を設けているか確認することが有益だと考えられる。このような分析視角は、日本の締結した個々のEPAに見られる違いが、締結相手国の違いに対応しているか否か判断するのに資する。第3に、日本の締結したEPAとの通時的比較の対象として、日本がEPAを締結した相手国との間で1947年以降に締結した通商条約を参照する<sup>18</sup>。というのも、最恵国

<sup>14</sup> 尾池厚之「日本の EPA 交渉の展開と展望——日本型 EPA の確立と新たなる挑戦——」『貿易と関税』645 号(2006)、25 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 署名された順に、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成 14 年 1 月 13 日署名、同年 11 月 30 日発効 [平成 14 年条約第 1 号])(以下、日星 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成 16 年 9 月 17 日署名、平成 17 年 4 月 1 日発効 [平成 17 年条約第 8 号])(以下、日墨 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成 17 年 12 月 13 日署名、平成 18 年 7 月 13 日発効 [平成 18 年条約第 7 号])(以下、日馬 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(平成 18 年 9 月 8 日署名)(以下、日比 EPA と呼ぶ)、「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成 19 年 3 月 27 日署名)(以下、日智 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成 19 年 4 月 3 日署名)(以下、日泰 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成 19 年 4 月 3 日署名)(以下、日本 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携に関する日本国との間の協定」(平成 19 年 4 月 3 日報名)(以下、日本 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携に関する日本国との間の協定」(平成 19 年 4 月 3 日報名)(以下、日本 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携に関する日本国政府といる。「中国政府、日本国内、日本国政府、日本国政府、日本国政府、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国和和国内的、日本国际内的、日本国际内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、日本国内的、

<sup>「</sup>経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成 19 年 4 月 3 日署名)(以下、日泰 EPA と呼ぶ)、「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」(平成 19 年 6 月 18 日署名)(以下、日文 EPA と呼ぶ)がある (2007 年 6 月末現在)。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 署名がなされた順に、日本とシンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイとの間でそれぞれ締結された経済連携協定であり、2007 年 4 月現在で後三者は未発効である。

 $<sup>^{17}</sup>$  ただし、ブルネイ、マレーシア、フィリピンについては、日本との RTA 以外に 2 国間 RTA の締結例がないため 除く

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 1947 年 GATT と並存することを前提として締結された条約をとりあげる。なお、伝統的な通商関係条約には、友好通商航海条約、友好通商条約、通商航海条約、居住通商条約、通商協定等、その規律範囲に応じて多様な形態が存在する(柳井俊二「友好通商航海条約」『時の法令』632 号(1968)、35-41 頁参照)。本稿では、GATT/WTO 協定の下における RTA と対応するような、少なくとも通商事項を規律する通商関係条約を通商条約と総称し、その通商事

待遇及び内国民待遇を中核としつつ<sup>19</sup>、追加的な権利義務関係を定める主要な通商関係条約であるという点で通商条約と RTA には共通性があり、通時的比較の対象として妥当だと考えられるからである。むろんその規律の範囲や程度においては差異があるものの<sup>20</sup>、とりわけ制度や構造に関しては、同種の事項を規律する 2 国間ないし複数国間の条約体制として通商条約と RTA とを比較対照することが適当だと思われる。このような分析視角は、日本の近年の EPA と従来の通商条約との間で、制度・構造においていかなる異同があるか否か評価するのに資する。

## (3) RTA 制度の対外的側面及び対内的側面の分析

条約体制としての RTA の制度・構造を分析するには、RTA の「対外的側面」と「対内的側面」とを区別し、その両面から検討する必要がある<sup>21</sup>。ここで、対外的側面とは、ある RTA が、他の権利義務関係や他の条約体制との関係を設定又は調整する作用をいう。これに対して対内的側面とは、ある RTA が、その締約国による RTA 上の権利義務の遵守を支援・監督したりする作用をいう。RTA の制度的作用をこのように区分すると、従来の研究においては、RTA の WTO 協定との整合性に関心を寄せるあまり、ややもすれば対外的側面の分析に偏っていた嫌いがあると思われる。しかしながら、とりわけ RTA の機能が質量共に増大すると考えられる今後は、対内的側面についても看過することなく、総合的に分析する必要がある。

このため本稿では、後述するように、対外的側面を有する制度として、他条約との関係に関する 規定(以下では、「他条約との関係」規定と呼ぶ)を取り上げる(後述 II.2.(1)参照)。対内的側面を 有する制度としては、RTA の運営制度に関する規定(以下では、「運営制度」規定と呼ぶ)、及び、 RTA の事後的な変更に関する規定(以下では、「事後の変更」規定と呼ぶ)を取り上げる(後述 II.2.(2) 参照)。

個々のRTAの締結目的、規模、規律対象、規律内容はむろん様々であるものの、とりわけ「他条約との関係」、「運営制度」、「事後の変更」については、RTAがいったん発効した後に条約体制として実効的に機能するか否かに直接に関わる規定として、どのようなRTAにおいても共通して問題となる。それゆえ、本稿ではこの3つの規定に焦点を当てることとする。

#### 2. 分析対象

(1) 対外的側面に関する規定:「他条約との関係」

RTA の数が増すに伴って、個々の RTA と他条約との関係は複雑化する。特に、WTO 協定又は他の RTA との間の関係が問題となる。

より一般的には、RTA との関係が問題となりうる他条約とは、当該 RTA の締約国の一部がその 枠内でいわゆる *inter se* の特別合意を行う場合を除けば、当該 RTA の全締約国が加入する他条約と、 当該 RTA の一部の締約国が第三国と締結する条約との2種類に大別される(後掲図2参照)。前者 には、WTO 協定、当該 RTA の母体となった地域統合条約、当該 RTA の全締約国の間で過去に締

項の規律を対象として分析する。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 通商条約の締結交渉においても、1947 年 GATT がモデルとされた。赤根谷達雄『日本のガット加入』(1992)、290 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 小寺彰「経済連携協定の意義と課題」『法律時報』957号(2005)、29頁。ただし、米泰 FTA 交渉において米側が 米泰通商協定の水準を目指したように、両者が実質的内容において連続性を有する場合もある。

<sup>21</sup> 経済産業省編『平成 10 年版 通商白書』(1998)、140 頁も参照。

結した通商条約、投資協定、租税条約、多数国間環境条約等が含まれる(後述 III.1.(1))<sup>22</sup>。後者には、当該 RTA の締約国の一部が第三国との間で締結した RTA 等が含まれる(後述 III.1.(2))。これらの他条約との関係が問題となるのは、新規に RTA の締結交渉を行う段階のみに限られない。例えば、RTA 締結後に WTO 協定が改正された場合、既存の RTA と改正後 WTO 協定との間に抵触が生じる可能性がある。また、RTA 締結後に成立した別の条約が、RTA の規律内容に関連する事項について規律を設けた場合も、問題となりうる。

## (2) 対内的側面に関する規定:「運営制度」及び「事後の変更」

まず、運営制度とは、RTAの実施運用を司る機関又は手続を指す。RTAの規律は発効時に完全に確定するとは限らず、発効後の実施段階で協力又は協議を必要とする場合があるため、RTA発効後の適切な運用が重要となる。FTAは関税同盟と比べれば一般に運営制度が簡素であるものの、関税の撤廃又は削減に限られない多様な規律を課するFTAが増加する中、関税同盟であるかFTAであるかにかかわらず、RTAの実効性を確保するためには運営制度が適切に機能することが重要となる。

運営制度は、事務運営を行う制度と意思決定を行う制度とに大別される(後掲図3参照)。前者については、事務局の有無等がRTAごとに異なり、後者については、意思決定機関の構成又は権限等がRTAごとに異なる $^{23}$ 。(後述III.2参照)。

次に、事後の変更に関する規定とは、RTA 発効後の状況変化に対応して RTA の物的又は人的な規律範囲、内容又は程度を変更(RTA 自体を終了することを含む)するための規定である。具体的には、どのように RTA の規律の範囲又は程度を変更するかに関わる「改正規定」、RTA に規律される締約国の範囲を変更する「加入規定」、RTA それ自体の効力を終了させる条件を規定する「終了規定」がある(後掲図 4 参照)。

条約の規律内容の変更にかかわる「改正規定」はもちろんとして、「加入規定」も、RTA 発効後の状況変化に対する RTA の適応可能性に関わる(後述 III.3.(2)参照)。また、RTA は、廃棄通告がなければ存続する無期限条約として締結されるため「終了規定」を含むのが通例であり<sup>24</sup>、この規定も、RTA 発効後の状況変化に対応するための法的制度のひとつだといえる(後述 III.3.(3)参照)。

## 3. 課題の特定

以上より、本稿では、日本の締結した EPA の制度・構造の特性を把握するために、以下の論点を 比較分析する。

- 他条約との関係: RTA は、交錯する国際法上の権利義務関係にどのように対応するのか?
- 運営制度: RTA は、発効した後にどのように運用されるのか?
- 変更規定: RTA は、発効後の状況変化にどのように対応するのか?

 $<sup>^{22}</sup>$  当然ながら、環境・人権・資源保護等の内、いかなる分野の他条約が RTA との関係で問題となるかは、各 RTA の規律の範囲及び程度によって異なる。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 本稿では、RTA 締約国間の最終的な意思決定を行う機関について、その組織構成及び権限を分析する。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup>「終了」には、「廃棄」や「脱退」を含めて論じる。国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究(5)条約法』(2001)、195 頁参照。

## III. 分析の遂行: 複合的な比較分析の試行

# 1. 対外的側面に関する規定

- (1) 全締約国が加入する条約との関係
- (a) 規定の比較
- (i) WTO 協定との関係

他条約との関係について、日本の EPA の総則的規定を対比すると以下のとおりである。

## (表1) 他条約との関係に関する規定の比較

	全締約	カ国が加入	一部締約	的国のみ加入
	WTO 協定との関係	それ以外との関係	第三国と の RTA と の関係	それ以外との 関係
日星日墨	・権利義務に留意(前文) ・抵触があれば協議 ・WTO協定の改正があれば、対応を協議 ・GATT第24条を想起(前文) ・権利義務を再確認 ・WTO上の対抗措置を妨げない	・権利義務に留意(前文) ・抵触があれば協議 ・租税条約に影響せず、仮に抵 触すれば租税条約が優越 <sup>25</sup> ・権利義務を確認 ・通商協定及び観光協定を終了 ・租税条約に影響せず、抵触す れば租税条約が優越	なし	租税条約に影響せず、抵触すれば租税条約が優越 <sup>17</sup> 租税条約に影響せず、抵触すれば租税条約が優越
日馬	<ul><li>・GATT 第 24 条等を想起 (前文)</li><li>・権利義務を確認</li><li>・抵触があれば WTO が優越</li></ul>	<ul><li>・日 ASEAN 枠組合意に留意</li><li>・権利義務を確認</li><li>・抵触があれば協議</li><li>・租税条約に影響せず、抵触すれば租税条約が優越</li></ul>	なし	租税条約に影響せず、抵触す れば租税条約 が優越
日比	・GATT 第 24 条等を想起(前文) ・権利義務を確認 ・抵触があれば WTO が優越 ・WTO 協定の改正があれば、 条約法原則に従って処理	・日 ASEAN 枠組合意に留意 ・権利義務を確認 ・抵触があれば協議 ・租税条約に影響せず、抵触すれば租税条約が優越 ・友好通商航海条約との間に抵触があれば EPA が優越 ・他条約の改正があれば、条約 法原則に従って処理	なし	租税条約に影響せず、抵触す れば租税条約 が優越
日	・GATT 第 24 条等と整合的	・権利義務を確認	なし	租税条約に影

<sup>-</sup>

 $<sup>^{25}</sup>$  新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書(2007年3月19日署名)(以下、日星 EPA 改正 2007年議定書と呼ぶ)第1条による。

智	な自由化が目的	・租税条約に影響しない		響しない
	・権利義務を確認			
	・GATT 第 24 条等を想起 (前	・日 ASEAN 枠組合意に留意		租税条約に影
日	文)	・権利義務を確認	なし	響せず、抵触す
泰	・権利義務を確認	・租税条約に影響せず、抵触す	なし	れば租税条約
	・抵触があれば WTO が優越	れば租税条約が優越		が優越
	・GATT 第 24 条等を想起 (前	・権利義務を再確認		
日	文)	・抵触があれば協議	なし	なし
文	・権利義務を再確認		<b>なし</b>	なし
	・抵触があれば協議			

上記のとおり、日本の締結した RTA は、WTO 協定との優劣関係を明示しないもの(日星 EPA、日墨 EPA、日智 EPA 及び日文 EPA)と明示するもの(日馬 EPA、日比 EPA 及び日泰 EPA)とに分かれる。前者の中で最もシンプルな規定を置くのは、日智 EPA であり<sup>26</sup>、日墨 EPA はそれに加えて、締約国が DSU 第 22 条に基づく措置をとることを妨げないと規定する<sup>27</sup>。また、日星 EPA 及び日文 EPA は、WTO 協定等に基づく権利義務に言及した上で、WTO 協定を含む他条約と当該 EPA の間に抵触(inconsistency)が存在する場合には、国際法の一般原則を考慮しつつ締約国間で協議すると規定する<sup>28</sup>。WTO 協定が改正された場合にそれに対応して EPA を改正する可能性を検討する旨の規定もあり、これは WTO 協定との整合性を維持しようとする趣旨を示唆する<sup>29</sup>。他方で、後者の明文規定を置く EPA は、日馬 EPA、日比 EPA 及び日泰 EPA のいずれも、WTO 協定上の権利義務を確認するとしつつ、EPA の規定と WTO 協定の規定とが抵触した場合には後者が優越すると明示する<sup>30</sup>。さらに日比 EPA は、WTO 協定が事後に改正された場合に EPA との適用関係を整序する規則まで備えている<sup>31</sup>。

このように日本の EPA が 2 種類に区分されるのに対して、第三国との RTA(日本との EPA 締結相手国が第三国と締結した RTA をさす。以下同じ。)は、3 種類に類型化される。第 1 に、GATT 又は WTO 協定上の権利義務を確認しつつ、RTA と WTO 協定とが抵触した場合は RTA が優越すると規定するものがある(附表参照) $^{32}$ 。これは、メキシコを含む NAFTA 及び NAFTA 締約国の締結した RTA に多く見られる $^{33}$ 。他方で、第 2 に、WTO 協定を含む他条約上の権利義務を逸脱させる

 $<sup>^{26}</sup>$  日智 EPA 第 3 条。この規定は、2004 年のチリ米 FTA 第 1.3 条と類似しており、WTO 協定上の権利義務を損なわないことを間接的に示したものとも解しうる。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 日墨 EPA 第 167 条第 2 項。この規定は、2000 年の EU 墨 FTA の紛争処理章の規定 (第 47 条第 4 項) と類似する。 <sup>28</sup> 日星 EPA 第 6 条。

 $<sup>^{29}</sup>$  日星 EPA 第8条第3項。この規定は、智米 FTA 第24.3条、シンガポール及びチリが加入する第三国との RTA である 2005 年の太平洋横断戦略的経済連携協定(Trans-Pacific SEP FTA)第20.7条第3項と類似する。

 $<sup>^{30}</sup>$  日馬 EPA 第 11 条第 2 項(「この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する」)。日比 EPA 第 11 条第 2 項、日泰 EPA 第 11 条第 2 項も同文。いずれも、英文において「抵触」に相当する語は"inconsistency"である。用語法は NAFTA や豪泰 FTA 等と同一であるものの、いかなる状態が「抵触」に該当するかの定義はなされていない。なお、条約法に関するウィーン条約(以下では、適宜「条約法条約」と略する)においては"incompatible"が用いられている。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 日比 EPA 第 11 条第 5 項(「この協定に規定する協定であって両締約国が締結しているものが改正される場合には、 条約法に関するウィーン条約を含む国際法の関連する諸原則が適用される。両締約国は、この 5 [第 5 項]に規定する協定が改正される場合には、必要に応じて相互に協議することができる」)。

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> NAFTA 第 103 条、加チリ FTA 第 A-03 条第 2 項、チリ墨 FTA 第 1-04 条、墨ウルグアイ FTA 第 1-03 条等。

 $<sup>^{33}</sup>$  その例外といえるのが、星米 FTA 第 1.1.2 条、EFTA 墨 FTA 前文、チリ米 FTA 第 1.3 条、ヨルダン米 FTA 第 1 条 等である。

ものではないと規定する RTA がある。これは、タイが第三国と締結した RTA に多い。第3 に、WTO 協定上の権利義務を確認しつつも、RTA と抵触があれば協議すると定める等、抵触時の優劣関係を明示しない RTA がある<sup>34</sup>。これは、シンガポールが第三国と締結した RTA に多く見られる。

他方で、日本の締結した過去の通商条約を見ると、GATT 第 35 条に基づき日本との GATT 関係を拒否した国との間で締結された初期のものを除けば $^{35}$ 、GATT 上の権利義務を損なわないといういわゆる GATT 優先条項がほぼ画一的に挿入されている $^{36}$ 。

#### (ii) WTO 協定以外の条約との関係

日本の EPA の一部は、過去に両締約国間で締結した通商条約に言及する。具体的には、日墨 EPA が 1969 年日墨通商協定及び 1978 年日墨観光協力協定を終了させると規定し<sup>37</sup>、日比 EPA が、1979 年日比友好通商航海条約と抵触した場合は日比 EPA が優先すると規定する<sup>38</sup>。また、日星 EPA を除き、ASEAN 加盟国と締結した EPA には、前文において 2003 年の包括的連携枠組合意に関する言及がある。両締約国が加入するその他の条約、例えば多数国間環境条約等については、条文上明示された例がないものの、それ以外の条約と同様の取扱いがなされると考えられる<sup>39</sup>。

他方で、租税条約については、日文 EPA を除き、各締約国が負う租税条約上の義務に影響を及ぼさない旨の規定が見られる。具体的には、日本の EPA は、原則として租税事項に適用されない旨確認した上で、仮に EPA の規定と租税条約の規定とが抵触する場合は租税条約が優越するものと規定する。これによって、物品及びサービスの個別章で WTO 協定に準じた規定を置く場合であっても、租税条約と抵触すれば適用されない。また、秘密保持や透明性確保といった総則規定についても、租税条約の制約に服することとなる。特に日星 EPA は、その後の日本の RTA と異なり $^{40}$ 、租税条約との関係について個別章にしか規定がなかったものの $^{41}$ 、2007 年改正によって総則規定で明示された $^{42}$ 。

第三国とのRTAにおいては、例えばNAFTAやチリ墨FTAのように、ワシントン条約、モントリオール議定書、バーゼル条約について特記するものがあり、そのように特記するRTAはいずれ

 $<sup>^{34}</sup>$  NZ 星 FTA 第 80 条、EFTA 星 FTA 第 4 条、豪星 FTA 第 17.5 条、豪泰 FTA 第 1906 条等。なお、WTO 協定との優劣関係を明示しない例は、EC の締結する RTA にも多く見られる。

 $<sup>^{35}</sup>$  1957 年日豪通商協定(昭和 32 年条約第 20 号)第 4 条等。ただし、この規定は豪州による GATT 第 35 条の撤回 に伴う 1963 年改正時に廃止された。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> 柳井、前掲註 18、38 頁。1960 年日馬通商協定第 8 条(「この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない」)、1957 年日諾通商航海条約議定書第 7 パラグラフ、1961 年日尼友好通商条約第 8 条、1963 年改正日豪通商協定第 4 条、1969 年日墨通商協定議定書第 1 パラグラフ、1979 年日比友好通商航海条約議定書第 9 パラグラフ等を参照。

<sup>37</sup> それぞれ日墨 EPA 第 167条第 3 項及び第 149条第 2 項。

<sup>38</sup> 日比 EPA 第 11 条第 3 項。なお、通商条約が締結されていなかった日星間及び日智間についてはさておき、日馬間及び日泰間で有効であった通商条約については言及がない。その理由は、条約交渉者が明文規定をおかなくとも同一事項に関する後法優先原則によって処理できると法的に整理していたからではないかと推測される。

 $<sup>^{39}</sup>$  例えば、日泰 EPA 署名時に、両締約国が加入する条約上の義務を確認する旨の日泰 EPA 第  $^{11}$  条について、バーゼル条約上の権利義務をも再確認する趣旨だと確認する公文が日泰政府間で交換された例がある。日泰 EPA 署名にあたっての  $^{2007}$  年  $^{4}$  月  $^{3}$  日の日泰外相間書簡(available at

http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/letter.pdf)参照。

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> 日墨 EPA 第 170 条、日馬 EPA 第 9 条、日比 EPA 第 10 条、日智 EPA 第 194 条第 2 項、日泰 EPA 第 9 条第 2 項を参照。

<sup>41</sup> 日星 EPA 第60条第4項及び第63条第4項第b号。従来の通商条約においてもほぼ同様の規定が見られる。日比友好通商航海条約第3条第2項、日馬通商協定第3条第2項後段等を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 日星 EPA 改正 2007 年議定書第 1 条。

も、抵触があれば上記 3 条約が優越すると定める $^{43}$ 。租税条約との関係についても、租税条約の優越性を規定するのが通例である $^{44}$ 。

過去の通商条約においては、IMF条約への言及がなされるのが通例であった<sup>45</sup>。また、租税条約についての明示規定は見あたらない。

#### (b) 分析

#### (i) WTO協定との関係について

日本の EPA は、いずれも GATT 第 24 条又は GATS 第 5 条に基づく FTA として締結され、WTO に通報されている。にもかかわらず、それらの EPA において、WTO 協定との関係についての規定が区々であったり、一部の EPA (日星 EPA、日墨 EPA 等)においては WTO 協定との関係がそもそも明確でなかったりするのは、いかなる理由によるのだろうか。個々の RTA の規律内容によって、WTO 協定との優劣関係が異なるのだろうか。

まず、問題点を特定しよう。仮にある RTA が GATT 第 24 条又は GATS 第 5 条の要件を満たしており、全体的には WTO 協定と整合する場合であっても、当該 RTA の個々の規定の全てが WTO 協定と抵触しないとは限らない<sup>46</sup>。ただし、条約の「抵触」というとき、それは一方の条約上の義務を履行するために他方の条約の義務に違反せざるをえなくなるような法的状態を指す<sup>47</sup>。仮に他条約と抵触する場合に RTA の方が優越する旨の一般条項を置いたからといって、他条約との間で抵触が生じることを積極的に容認するものとは限らないし、実際に抵触が生じるとも限らない。また、締結交渉時には起草担当者は最大限の注意を払って他条約と調和した条文を起草しようとする。しかしながら、たとえ RTA 締結時には WTO 協定との整合性が確保されていたとしても、例えば現在進行中のいわゆるドーハラウンド交渉によって WTO 協定の規律内容が改正その他の形式によって変更されれば、変更後の WTO 協定の規定と既存の RTA 規定との間に抵触が生じない保証はない<sup>48</sup>。また、対応する WTO の規定に直接準拠する又はそれと同一の文言を用いる RTA の規定についても、当該 RTA が WTO 協定とどのような適用関係にあるかによって、RTA 紛争処理手続における WTO 協定の位置づけ又は WTO 紛争処理手続における WTO 協定の位置づけ又は WTO 紛争処理手続における WTO 協定の位置づけ又は WTO 紛争処理手続における WTO 協定の位置づけ又は WTO 紛争処理手続における WTO 協定解釈の位置づけが変わりうる<sup>49</sup>。このような形で、総則規定としての「他条約との関係」規定のありようが、個別章の規定の解釈又は WTO

<sup>3 314 555 4 55 4 0 4 57</sup> 

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> NAFTA 第 104 条、チリ墨 FTA 第 1-06 条等。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> NAFTA 第 2103 条第 2 項、イスラエル墨 FTA 第 11-04 条第 2 項、EFTA チリ FTA 第 100 条第 2 項、豪泰 FTA 第 1607 条第 3 項等を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 投資協定においては、知的財産権に関する多数国間条約に言及するものがある。こうした言及の例として、1988 年日中投資協定議定書第2パラグラフ及び第7パラグラフ、2002年日韓投資協定第6条、2003年日越投資協定第18条第1項参照。

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> トルコによる繊維製品輸入制限事件に関する WTO 上級委員会の判断においても、ある RTA の WTO 協定整合性の有無と当該 RTA に基づく個別の措置の WTO 協定整合性の有無とは別個の判断に服するとされた。Appellate Body Report, *Turkey – Restrictions on Imports of Textile and Clothing Products*, WT/DS34/AB/R, adopted 19 November 1999, para. 60.

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 条約間で義務の程度が異なるというだけでは足りない。C. Wilfred Jenks, The Conflict of Law-Making Treaties, 30 British Year Book of International Law 426 (1953); Joost Pauwelyn, Conflict of Norms in Public International Law: How WTO Relates to Other Rules of International Law (Cambridge University Press, 2003), at 175-176.

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> 小林友彦「WTO 協定を改正する際の国際法上の論点——ラウンド交渉による政治的合意の法的効力を確保するための方策——」『国際法外交雑誌』105 巻 3 号(2006)、89 頁; see also *Ibid.*, at 403. RTA 締結時は WTO 協定上許容されていた措置が改正 WTO 協定によって禁止されることになったような場合が、例として挙げられる。なお、WTO サイドから分析する場合であっても、WTO 協定上の権利義務が変更されれば、WTO と RTA との間の"overall assessment" (1994 年 GATT 第 24 条了解) による比較にも影響が及ぶと考えられる。

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> RTA 紛争処理手続における WTO 協定の位置づけに関する概説として、例えば以下を参照。Locknie Hsu, Applicability of WTO Law in Regional Trade Agreements: Identifying the Links, in Bartels and Ortino (eds.), *supra* note 11, at 550.

協定整合性の決め手になる場合がある $^{50}$ 。ここに、総則的規定としての「他条約との関係」規定の意義がある。

この点、これまで日本が締結した EPA を見ると、チリ及びメキシコとの EPA は全体としては NAFTA をモデルとし、ASEAN 加盟国との EPA は日本が独自に発展させたモデルだとされる $^{51}$ 。他 方で、他条約との関係については、RTA と抵触すれば WTO 協定の方が優先すると規定するもの (日 馬 EPA、日比 EPA 及び日泰 EPA) と、WTO 協定との優劣関係を明示しないもの (日星 EPA、日墨 EPA 及び日チリ EPA) との 2 種類に分かれ、NAFTA のように RTA 優先規定をおいたことはない (上述 III.1.(1)(a)(i))。第三国との RTA と対比しても、日本の EPA の関連規定には日本側の交渉姿勢が反映していると思われるため、以下でさらに検討する。

そもそも、国によって上記(上述 III.1.(1)(a)(i))の 3 類型のいずれかへの選好が見られるとはいえ、日本の EPA 締結相手国であって第三国とも RTA を締結している国(シンガポール、メキシコ、チリ及びタイ)は、いずれも一貫して一つの方式のみを採用しているわけではない $^{52}$ 。メキシコやチリは締結相手国に応じて上記第 1 又は第 3 の方式を採用し $^{53}$ 、シンガポールやタイは締結相手国によって上記第 2 又は第 3 の方式を採用する $^{54}$ 。それゆえ、RTA ごとに WTO 協定との関係に関する規定が区々になること自体は、他国の実行を見ても珍しいことではない。次に、第 3 の方式が普及している背景には、条約法原則によって RTA と WTO 協定の関係がどの程度処理できるか定かでないこと $^{55}$ 、RTA との適用関係に関する WTO 協定の規律が不明確であること、WTO 協定とは異なる特別合意として RTA 締結時に国内関係者に説明するために意図的に曖昧な規定振りになりやすいこと等が反映していると考えられる $^{56}$ 。

では日本の実行はどうか。日本は、一部の分野の約束がいわゆる WTO マイナスであった場合に 後法優位の原則や特別法優位の原則といった条約法原則に基づいて、WTO 協定上の権利義務が EPA 上の権利義務に侵食されることを懸念していた。それゆえ、これまでの EPA 交渉においては、 従来の通商条約において GATT 優先規定が置かれてきたことを援用しつつ、個別分野における言及とは別に、万が一 EPA が WTO 協定と抵触した場合には後者が優越する旨を明記するよう求める立場をとってきた。この点で、依然として WTO 協定を補完するものとして RTA を位置づける姿勢が 通底していると見ることができる。また、そこには従来の通商条約における関連規定との間の連続

<sup>-</sup>

<sup>50</sup> 他条約との関係に関する規定は、紛争処理手続の選択(いわゆる forum selection)に関わる抵触法的問題のみならず、WTO 紛争処理手続における法の解釈・適用に関する実質法的問題にも影響を及ぼしうる。例えば、RTA 上の合意によって WTO 紛争処理パネルの適用法が制限されるかが問題となりうる。RTA 規定の WTO 協定との抵触をめぐる問題を含む紛争を、当該 RTA の一方締約国が他方締約国を相手取って WTO 紛争処理手続に付託した場合、WTO 紛争処理パネルが RTA 上の RTA 優越規定をもって紛争当事国間の関係合意とみなしうるかという問題である。この点、NAFTA については、NAFTA 優越規定が締約国間の WTO 上の権利義務を変更するものではないと想定されているものの(WT/REG4/1)、RTA 一般について潜在的な問題である。逆に、RTA に WTO 協定優先規定がある場合、WTO 紛争処理パネルは、当該規定を加味して、一見すると WTO 協定と不整合な措置を義務づける RTA の規定であっても、当該 RTA に WTO 協定優先規定が置かれていることをもって、WTO 協定と整合的に解釈されうると判断すべきか否かも問題となる。See Frederick M. Abbott, LAW AND POLICY OF REGIONAL INTEGRATION: THE NAFTA AND WESTERN HEMISPHERIC INTEGRATION IN THE WORLD TRADE ORGANIZATION SYSTEM (Martinus Nijhoff, 1995), at 26-27.

<sup>52</sup> これまで調査した範囲では、ヨルダンは常に第3の方式を用いている。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> 例えば、チリ墨 FTA では RTA 優先規定をおき、EFTA 墨 FTA や EC チリ FTA では明示しない。

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> 例えば、EFTA 星 FTA では WTO 協定等の他条約優先規定を置き、豪星 FTA や豪泰 FTA では協議規定のみ定めて明示しない。

 $<sup>^{55}</sup>$  先行条約の全締約国による事後の変更でもなく、一部締約国による改正でもない場合について、条約法条約の規律は不明確である。See Cottier and Foltea, supra note 11, at 54-55.

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> See Frederick M. Abbott, The North American Integration Regime and its Implications for the World Trading System, in Joseph H.H. Weiler (ed.), The EU, THE WTO, AND THE NAFTA: TOWARDS A COMMON LAW OF INTERNATIONAL TRADE? (Oxford University Press, 2000), at 177-178; Abbott, *supra* note 50, at 107.

性が看取される。それにもかかわらず結果としてこれまでの EPA の規定に差異が見られることとなった主たる理由は、締結相手国が第三国と締結した RTA の規定との平仄を最大限合わせようとして調整したこと、及び、EPA でもって WTO 協定上の権利義務が損なわれることがない旨の担当者間の共通認識があれば、明文規定に固執しない方針をとったことにあると見られる。

しかし、たとえ起草者意思及び起草過程がそのようなものであったとしても、最終的に確定した規定に不明確さが残ることは否めない。たとえば、WTO 協定上の権利義務を確認する又はそれに留意するとの規定が置かれること自体は、RTA と抵触した際の WTO 協定の優越性を保証しない。というのも、GATT 上の権利義務を確認しつつ、RTA と GATT が抵触する場合には RTA の方が優越すると規定するものが存在するからである $^{57}$ 。また、WTO 協定が改正された場合には EPA も対応して改正すべきか検討するとの規定についても、WTO 協定の優越性を示唆するとしても、それ自体で WTO 協定の優越性を示すものとはいえない。というのも、同じ EPA の別の部分で、EPA に劣後する通商条約が改正された場合に EPA も対応して改正することを検討するという規定が置かれる場合があるからである $^{58}$ 。たしかに、交渉を早期に妥結させるために意図的にあいまいな規定を設ける誘引が働く場合もあると思われるものの、RTA の発効後の効力が不明確になることの方が現実的な困難を引き起こす恐れが高いと考えられるような場合は、他条約、とりわけ WTO 協定との関係について RTA 上で明確な規定を設けることが有益だと思われる $^{59}$ 。

いずれにせよ、RTA と WTO 協定との関係を定める総則的規定をいかに定めたとしても、それのみで将来生じうる RTA と WTO 協定との関係に関わる問題を完全に処理しうるわけではないということには、留意が必要である。たとえ WTO 協定優先規定が置かれていても、RTA に基づく紛争処理手続において WTO 協定の規定と RTA の規定とが抵触したと認定された場合に、直ちに前者の規定が後者に代替して適用されるわけではない。それゆえ、個別章における補充的規定や、一般見直し又はアドホックな改正等による事後の変更と組み合わせて対応していくことが必要となろう(後述 III.2.(2)参照)。

#### (ii) WTO 協定以外の条約との関係

WTO 協定以外の条約であって両締約国が加入する条約との関係については、条約起草時の技術的問題として、数多ある他条約をどこまで RTA に列記するかについては実際的観点からの取捨選択が必要となる。この点、締約国の全てが加入する条約、とりわけ多数国間環境条約等については、RTA において適用関係を特定しなくとも、当該多数国間枠組として別途に調整の場が設けられる可能性もある。また、RTA の規定が WTO 協定の関連規定をコピーしたものである場合、例えば RTA において MEA が一般的に優越すると規定すると、WTO 協定と MEA の関係に関する日本の解釈姿勢にも影響を及ぼしうる。それゆえ、WTO 協定、通商条約、租税条約等、特に密接に関わりうる一部の条約を除いて、一律に協議義務のみ定めて、日泰 EPA 署名時の交換公文(上述 III.1.(1)(a)(ii) のように別途確認したり、事後に抵触が問題となった際に個別に対応したりするという取扱いにも合理性があるといえる<sup>60</sup>。

<sup>-</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 例えば、NAFTA 第 103 条第 1 項を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> 例えば、日智 EPA 第 11 条第 3 項を参照。

<sup>59</sup> なお、日馬 EPA、日比 EPA 及び日泰 EPA のように、RTA と WTO 協定が抵触した場合に WTO 協定が優越すると明記するのは日本の EPA に独自の表現であるものの、その法的効果においては、RTA 上の権利義務が他条約上の権利義務を逸脱させるものではないと規定する RTA や従来の通商条約における GATT 優先条項と同様である。

<sup>60</sup> なお、日本の EPA における租税条約優先規定は、EPA が租税事項を原則として規律しないという規定を補強するという位置づけだと解されるものの、この規定の効果の射程についてはさらに検討が必要だと思われる。租税条約上の無差別原則と RTA 上の内国民待遇原則との部分的な重複関係については、増井良啓「租税制度の国際的調和

## (2) 一方の締約国のみが加入する条約との関係

#### (a) 規定の比較

日本の RTA において、締結相手国が第三国と締結する条約 (RTA を含む) との関係については 総則規定がない (前掲表 1 参照)。これに対して、従来の通商条約においては、相手国が締結する 他の通商条約との関係について規定を設けることが珍しくない<sup>61</sup>。

第三国との RTA においては、親条約や先行 RTA との関係に関しては特に明記して一言述べるものがある (附表参照)。その一方で、それ以外の並列 RTA については特定して言及しないものが多い $^{62}$ 。また、第三国との RTA を含む他条約に基づいて RTA 締結相手国が第三国に与えた便益が、RTA 上の MFN 規定に基づいて自動的に拡張されるか否かについては、特段の規定を置くものと置かないものがある。特段の規定を置く RTA の中では、均霑を認めるものもあれば $^{63}$ 、認めないものもある $^{64}$ 。

日本の締結した通商条約においては、平和条約に基づく便益と並んで、GATT上明示的・黙示的に承認されている RTA 等の便益については均霑を認めないのが通例であった<sup>65</sup>。ただし、日墨通商協定においては、メキシコがラテンアメリカ統合連合(ALADI/LAIA)の枠内で交渉中であった中米諸国との RTA と通商協定とが両立可能になるよう協議する旨を交換公文において規定し、通商協定を事後に変更する余地を残した<sup>66</sup>。

#### (b) 分析

条約の第三国への法的効果については、条約法条約第 34 条に定式化されたような「条約は第三者を害さない」という基本原則が妥当する他、同条約第 30 条も、ある RTA と、その締約国の一方が第三国と事後に締結した他条約との関係を規律する<sup>67</sup>。このように一定の一般法原則が存在することから、第三国との RTA との法的関係についてこれまでの日本の EPA に特段の規定がないのが直ちに不自然なわけではない。

しかしながら、一国が複数の国との間で相矛盾する RTA を締結した場合、仮に国際法上の適用 関係に問題がない場合であっても、それぞれを条約として国内実施しようとする段階で抵触が発生

<sup>61</sup> 日尼友好通商条約議定書第8パラグラフ、日馬通商協定第1条第5項、1979年日比友好通商航海条約第13条第a号等を参照。

 $<sup>^{62}</sup>$  他方で、第三国との RTA の中には、当該 RTA 上の権利義務を変更しない限りでのみ他の RTA を維持してよいと 規定するものもある EU 墨 FTA 第 23 条第 1 項、EU チリ FTA 第 56 条第 1 項等。この場合、一方締約国が他の RTA との抵触を回避する責任を他方締約国に対して負うことになる。ただし、仮にそれを確保できなかった場合に実際上いかなる法的効果が生じるかは不明である。

 $<sup>^{63}</sup>$  ALADI 第 44 条、MERCOSUR 第 8(d)条等。EFTA 星 FTA 第 10 条においては、相手方締約国の要請に応じて均霑について交渉することとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> 星 NZ 第 81 条、豪泰 FTA 第 1907 条等。

<sup>65</sup> 例えば、日墨通商協定第4条第c号、1961年日ペルー通商協定第6条、1961年日パキスタン通商協定通議定書第8パラグラフ、1958年日印通商協定第1条第2項、1961年日亜友好通商条約第13条第3項(b)(「当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域となる自由貿易地域の構成国に与える利益。ただし、その利益が関税及び貿易に関する一般協定の規定に従って与えられることを条件とする。」)及び第4項(「第八条及び第九条の規定は、アルゼンティン共和国が関税及び貿易に関する一般協定のわく内で隣接国又はペルー共和国に与える特権又は利益には、適用しない」)等を参照。日諾通商航海条約議定書第7パラグラフは、ノルウェーがデンマーク、フィンランド、アイスランド及びスウェーデンにのみ与える便益について最恵国待遇の例外となると規定する第6パラグラフを含め、いかなる規定も GATT 上の権利義務に影響を及ぼさないと規定することで、隣接国特恵やRTA上の特恵がGATTと整合的であることを求める。

<sup>66 1969</sup>年1月30日付の日墨政府間交換公文。

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> Abbott, *supra* note 50, at 26 [note 15].

する可能性は残る<sup>68</sup>。例えば、A国がB国と締結したRTAにおいてWTO協定に劣後すると規定す る一方で、C 国と締結した RTA は WTO 協定に優越すると規定する場合、A 国における国内実施の 段階で、異なる RTA の間で実質的に国内的序列の差が生じる可能性がある。また、例えば D 国と のRTAにおいては当該RTA上の最恵国待遇を第三国に拡張しないと規定する一方、E国とのRTA においては第三国(例えば D 国)に対して当該他の RTA に基づいて享受するより有利な待遇を与 えれば均霑されると定める場合、2つの RTA を同時に遵守し得なくなる場合がある<sup>69</sup>。

むろん、締約国間の相対的な権利義務関係を定める RTA においては、他の RTA との間に抵触が 生じる可能性が大きいわけではない。しかし、2国間通商条約による一般最恵国待遇の例外の範囲 に関する古くからの論点と同様に70、ある RTA の規律が第三国との RTA によって実質的に損なわ れる可能性はある。仮に国際法同士の抵触を生じないような場合であっても、少なくとも RTA 締 結時に意図していなかった効果を事後に生じさせうることには留意が必要だと思われる<sup>71</sup>。

それゆえ、総則的規定としては、個別の事案ごとの適用法規の調整を超えた一般的な適用関係に ついて、可能な限り RTA 締結の時点で明確にしておく方が安全であろう。この点で、上述(註 68 参照)の 1969年日墨通商協定署名時の交換公文のように、将来成立しうる第三国との RTA との整 合性について協議義務を設けること等によって手当てすることも検討に値する。

#### 対内的側面に関する規定 2.

- 運営制度 (1)
- 規定の比較 (a)
- 組織 (i)

RTA 全体の意思決定の制度に関する日本の EPA の総則規定を対比すると、以下のとおりである。

#### (表 2) RTA 全体の意思決定制度の比較

		組織			機能						
	意思決 定機関	事務局	下部機 関	構成	会合の頻 度	権限の範囲					
日星	総括委員会	なし	合同委員会等	閣僚又は上級 職員	年1回	実施監督、議論、ビジ環促進、 改善・改正勧告、WTO協定改正 への対応その他					
日墨	合同委員会	なし	委員会等	政府代表	一方の要請による	実施監督、改正勧告、協議勧奨、作業調整、決定採択その他					

<sup>71</sup> Jenks, *supra* note 47, at 426-427.

<sup>68</sup> 条約間の抵触が国内実施段階で顕在化する問題については、小林友彦「複層的な国際紛争処理の過程分析――北 米三カ国間の貿易紛争処理事案を題材に――」、日本法社会学会 2007 年学術大会(2007 年 5 月 12 日・新潟大学) 報告も参照。

<sup>69</sup> 日本は、協定税率や原産地認定基準等について、関税法第3条但書により直接適用することとしている。

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> See Richard Riedl, Exceptions to the Most-Favoured Nation Treatment: Report Presented to the International CHAMBER OF COMMERCE (ICC Austrian National Committee, 1931), at 9; James H. Mathis, REGIONAL TRADE AGREEMENTS IN THE GATT/WTO: ARTICLE XXIV AND THE INTERNATIONAL TRADE REQUIREMENT (T.M.C. Asser Press, 2002), at 31; James R. Holbein and Nick W. Ranieri (eds.), THE EU-MEXICO FREE TRADE AGREEMENT (Transnational Publishers, 2002), at 23.

日	合同委	なし	委員会	上級職員又は	合意によ	実施監督、報告書提出、改正勧			
馬	員会	なし	等	閣僚	る	告、作業調整、決定採択その他			
日	合同委	なし	委員会	政府代表	原則年1回	実施監督、改正勧告、作業調整、			
比	員会	な	等	政州代政		決定採択その他			
日	禾昌公	なし	小委員	閣僚又は上級	合意によ	実施監督、改正勧告、作業調整、			
智	委員会	なし	会等	職員	る	決定採択その他			
日	合同委	なし	委員会	次官(日)・副次	規定なし	実施監督、改正勧告、作業調整、			
泰	員会	なし	等	官(泰)以上	別になし	決定採択その他			
日	合同委	なし	委員会	政府代表	合意によ	実施監督、改正勧告、作業調整、			
文	員会	なし	等	以的八衣	る	決定採択その他			

日星 EPA を除けばほぼ一様であり、全体的意思決定は「合同委員会」(日智 EPA の場合は「委員会」)が合意に基づいて行い、個別章に関する専門的事項についてはその下に設けられた委員会等が担当するという構成となっている。RTA の運営を司る超国家的機関を創設したり RTA に国際法人格を付与したりする合意を行った例はなく<sup>72</sup>、事務局も置かず、通常は締約国間の連絡部局を通して事務連絡を行う。

このような組織的構成は、第三国との RTA においてもほぼ同様である。ただし、チリの加入する ALADI のように、運営機関に独立の国際法人格が付与される RTA もある<sup>73</sup>。

他方で、従来の通商条約においては、必要に応じて締約国間で協議するという規定が置かれるのみであり、協定発効後の運営に関する制度がほとんど見られない<sup>74</sup>。

#### (ii) 機能

日本の EPA は、意思決定機関の構成員、会合頻度及び権限について、幅を持たせた柔軟な規定を置いている(前掲表2参照)。

上述のように、国際機構を設立するような一部の RTA を除けば、第三国の RTA においても権限の範囲は似通っているものの、意思決定機関の構成や会合頻度については、意思決定機関が閣僚級で構成され、1 年に 1 回程度定期的に会合すると規定する例が多い (附表参照) <sup>75</sup>。 なお、通商条約については、上述 (III.2.(1)(a)) のように運営制度が規定されなかったために比較しづらいものの、日 NZ 通商協定のように、協定の運用について定期的な協議を義務づけるものもあった<sup>76</sup>。

#### (b) 分析

#### (i) 組織について

RTA の運営組織について、日本の EPA には、ほぼ一貫性が見られる。とりわけ、日星 EPA にお

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> See WT/REG140/3, para. 5.

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> ALADI 第 52 条。その他の例としては、EFTA 第 1 条、南部アフリカ関税同盟(SACU)第 4 条も参照。これらの RTA においては、紛争処理手続の一部を所掌したり、corrective measures の採択が可能であったりする等、超国家的 機関としての権限が付与されている。

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> 日印通商協定第7条(「各締約国の政府は、他方の締約国の政府がこの協定の実施から又はそれに関連して生ずる問題に関して行う申入れに対して好意的考慮を払わなければならず、また、協議のため適当な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない」)、日尼友好通商条約第10条等を参照。例外として、日NZ通商協定第6条は、条約の運用に関して毎年協議することを義務づける。

<sup>&</sup>lt;sup>75</sup> たとえば NAFTA 第 2001 条、EU チリ FTA 第 3 条参照。

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> 1958 年日 NZ 通商協定第 6 条第 2 項。

いて意思決定に関して「総括委員会」(Supervisory Committee)と個別章を担当する「合同委員会」(Joint Committee)との関係が条文上不明確だったことへの反省から、日墨 EPA 以降は全体的な意思決定機関の下に個別章を担当する委員会を設置するいわゆる「アンブレラ構造」をとることが明確にされている。NAFTA 等と比べれば運営制度は簡素であるものの、シンガポールの締結する RTA のいくつかのように各締約国の連絡部局のみ設けて、独自の意思決定機関を設けない契約的性質を強く有する RTA や $^{77}$ 、従来の通商条約と比べれば、意思決定が制度化されたといえる。なお、このような構成は、投資協定においては従来から採用されていた $^{78}$ 。

第三国との RTA についは、運営機関の組織及び機能が充実している ALADI 等の RTA は、関税 同盟を形成している又は上位統合枠組の枠内にある等、特に密接な統合を追求することを前提としている。例えば ALADI や EFTA のように上位の統合枠組が RTA 成立時にすでに存在していたような場合、名目上は新たに RTA の運営機関が設けられても、実質的には親条約の運営機関が兼担する場合が多いため<sup>79</sup>、実際の機能においてどの程度異なるかはさらに調査が必要である。

#### (ii) 機能について

運営制度は、締約国間の意思疎通を制度化し、予測可能性をもたらすことで、条約の運用の円滑性と締約国間の協力の蓋然性を高める機能を持ちうる<sup>80</sup>。特に、意思決定機関の構成レベルや会合頻度は、その機能をある程度反映するところ、日本は、意思決定機関が形骸化したり機動性が失われたりすることへの懸念から、意思決定機関の構成員は上級職員級を想定しつつも条文上で構成員のレベルを特定せず、会合の開催頻度についても個別の要請に基づき不定期とすることを志向してきた。そのため、日本のRTAの規定は、日本の主張を反映して意図的に柔軟な規定となった点が特徴的だといえる。

たしかに、このように規定することによって、例えば発効直後であまり問題が生じていない場合は開催しない一方、ある程度時間が経過したりWTO協定が改正されたりした場合には頻繁に会合する等の柔軟な対応をとることが可能となる。また、個別章を担当する委員会から適宜会合し問題を提起しない限り、全体的意思決定機関が会合する必要がない場合もあろう。このような配慮から、意思決定機関の機能について柔軟性を保持しようとすることは不自然ではない。

他方で、RTA 発効後に生じうる潜在的な問題に対応し、締約国間の紛争を未然に予防するためには、日常的・継続的な意思疎通がなされることも重要となる<sup>81</sup>。一方からの要請に応じて不定期で開催することとした場合、開催を要請することの実質的な敷居が高くなったり、個々の会合の開催にあたって準備・調整等のための事務的コストが増大したりすることで、かえって機動的な対応が阻害される可能性もある。また、これまでの運用においても、開催頻度を特定しない日墨 EPA に基づく合同委員会も発効後毎年 1 回開催されており、日馬 EPA に基づく合同委員会も同様に運用される模様である。それゆえ、締結交渉時の懸念がどの程度現実のものとなっているかは、再検討する余地がある。

<sup>77</sup> NZ 星 FTA、豪星 FTA、韓星 FTA 参照。

<sup>78</sup> 日中投資協定第14条、日韓投資協定第20条、日越投資協定第20条等を参照。

<sup>79</sup> 例えば、EU 墨 FTA においては上位の連携協定(Economic Partnership, Political Co-operation and Co-operation Agreement (Global Agreement))上の合同委員会(Joint Council)が最高意思決定機関となる。

<sup>&</sup>lt;sup>80</sup> Robert Keohane, AFTER HEGEMONY (Princeton University Press, 1984), at 89; Joseph A. McKinney, CREATED FROM NAFTA: THE STRUCTURE, FUNCTION, AND SIGNIFICANCE OF THE TREATY'S RELATED INSTITUTIONS (M.E. Sharpe, 2000), at 16 and 22.

<sup>&</sup>lt;sup>81</sup> なお、通商条約と異なり意思決定機関を設けていた従来の投資条約においては、例えば 2002 年日韓投資協定及び 2003 年日越投資協定において、原則年 1 回会合することとされている。日韓投資協定第 20 第 5 項及び日越投資協定第 20 条第 5 項等を参照。

## (2) 事後の変更

### (a) 規定の比較

日本の EPA について、その発効後の変更に関する規定を対比すると、以下のとおりである。

#### (表3) 日本の EPA における発効後の変更に関する規定

		改正		一般	加入	終了
	改正条件	発効条件	改正の形式	見直し	AU A	<b>が</b> 合 J
日星	合意による	全締約国が	条約改正、簡易改正、	5 年毎	なし	1 年前の
	口息による	国内手続	実施取極改正	3 午世	なし	廃棄通告
日墨	合意による	全締約国が	条約改正、簡易改正、	なし	なし	1 年前の
日室	口息による	国内手続	実施取極改正	なし	なし	廃棄通告
日馬	合意による	全締約国が	条約改正、簡易改正、	5 年毎	なし	1 年前の
	口心による	国内手続	実施取極改正	3 午世	なし	廃棄通告
日比	<b>今辛にトス</b>	全締約国が	条約改正、簡易改正、	5 年毎	なし	1 年前の
	合意による	国内手続	実施取極改正	3 午世	なし	廃棄通告
日智	合意による	全締約国が	条約改正、簡易改正、	なし	なし	1 年前の
	口息による	国内手続	実施取極改正	なし	なし	廃棄通告
日泰	合意による	全締約国が	条約改正、簡易改正、	10 年毎	なし	1 年前の
口外	口息による	国内手続	実施取極改正	10 平井	なし	廃棄通告
口女	<u> </u>	全締約国が	条約改正、簡易改正、	5 年毎	721	1 年前の
日文	合意による	国内手続	実施取極改正	3 平世	なし	廃棄通告

## (i) 改正規定

従来の通商条約と同様<sup>82</sup>、これまで日本の締結したRTAには、締約国の合意に基づいて改正しうる旨の規定が置かれている<sup>83</sup>。改正の法形式としては、EPAの締結に準ずる手続を要する通常の条約改正、EPAに付随する実施取極の改正として簡易な手続で行う「実施取極の改正」、及び、協定本体に特に規定された簡略な手続に従う「簡易改正」の計3種類の形式が設けられている<sup>84</sup>。また、ASEAN加盟国との間のEPAにおいては、定期的にRTAの規定及び運用を全般的に見直す「一般見直し」を行う旨の規定がある<sup>85</sup>。

第三国とのRTAにおいては、改正を合意に基づいて複数の形式で行うという点は同様であるものの (附表参照)、一般見直しの制度が設けられているのは、墨ニカラグアFTA、豪星FTA、NZ星FTA、 豪泰FTA等に限られている。また、従来の通商条約においては改正規定が置かれないのが通例であった $^{86}$ 。

82 日馬通商協定第 11 条、日墨通商協定第 8(2)条、日比友好通商航海条約第 13 条、日尼友好通商条約第 11 条第 2 項等を参照。

<sup>83</sup> 日比 EPA 第 163 条第 1 項、日智 EPA 第 197 条第 1 項、日泰 EPA 第 171 条第 1 項等を参照。

 $<sup>^{84}</sup>$  「改正」とは異なるため本稿では省略するが、この他に、譲許表の純粋に形式的な性質の「修正又は訂正」について、GATT/WTO における修正・訂正手続(GATT Doc. No. L/4962)に相当する手続が規定される。日墨 EPA 第 128条、米チリ FTA 第 9.14条、星米 EPA 第 13.5条等を参照。

<sup>85</sup> 日星 EPA 第 10 条、日馬 EPA 第 155 条、日比 EPA 第 161 条、日泰 EPA 第 169 条。

<sup>&</sup>lt;sup>86</sup> 実際には、最初の数年間の期間満了後は、数ヶ月前の通告でもって廃棄される可能性があるという不安定性を嫌

#### (ii) 加入規定

RTA の締結交渉に加わっていない国が事後に RTA に加入することを認めるというのも、RTA が締結後の状況変化に対応するための制度の一種である。これまで日本の EPA は、いずれも特定の交渉相手国(締結相手国でもある)との間の特別合意であるとの認識から、EPA の中に加入規定をおいていない(前述表 3 参照)。わずかに、日星 EPA 署名時の政治宣言で言及されたのみである<sup>87</sup>。

他方で、シンガポールが第三国と締結した RTA(豪星 FTA 第 17.4 条及び NZ 星 FTA 第 79 条) やメキシコが第三国と締結した RTA(NAFTA 第 2205 条、イスラエル墨 FTA 第 12-04 条)等、いかなる国も加入しうると規定する RTA は多い(附表参照)。チリが加盟する ALADI も、ラテンアメリカ諸国が加入可能だと規定する $^{88}$ 。さらに、チリ墨 FTA においては、逆に当該 FTA を上位の統合枠組に組み込んでいく方向性も示されている $^{89}$ 。このように、第三国との RTA における加入規定は画一的なものではなく、締結相手国や締結目的に応じて調整が加えられている。

#### (iii) 終了規定

日本の締結した EPA においては、締約国の一方が終了の意思を通告した後 1 年の経過期間を経ることによって、条約関係そのものを終了させることが可能だと規定する(前述表 3 参照) $^{90}$ 。第三国との RTA においても、経過期間の長さに差はあれほぼ同様の規定であり、一般にバリエーションが少ない(附表参照)。日本の締結した従来の通商条約においては、発効後の最初の一定期間を経過した後は、廃棄通告がなされない限り存続するというのが定型的な規定であった $^{91}$ 。

#### (b) 分析

#### (i) 改正規定について

RTA の締結後、時間が経過するに伴って改正の要請が高まることは予想に難くないため $^{92}$ 、改正をいかなる手続・条件の下で行うかが、RTA の実効性に影響を及ぼしうる。例えば、A 国と RTA を締結した相手国たる B 国が、事後に A 国と C 国の間で締結された別の RTA と見比べて再交渉や改正を求めてくるような場合等、その都度改正を行うこととすれば、再び多大な時間と費用をかけて交渉を行わざるをえなくなったり、条約関係の安定性が損なわれたりする恐れがある。その反面、

って、定期的に再交渉を行ったり延長合意を結んだりすることが多かったようである。

<sup>87</sup> 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の署名に際する日本及びシンガポールの両国首脳による共同発表 (2002年1月13日):

<sup>「1.</sup> 総則に関する章 (日・シンガポール新時代経済連携協定への加入)

<sup>(1)</sup> 日・シンガポール新時代経済連携協定が世界的な及びこの地域の中での貿易又は投資の自由化並びにルールの策定を加速する上で触媒としての役割を果たし得ることを確認し、両首脳は、他の国又は地域が日・シンガポール新時代経済連携協定に加入する可能性について留意する。

<sup>(2)</sup> 両首脳は、その加入の条件については、日・シンガポール新時代経済連携協定の両締約国(すなわち、日本国及びシンガポール)と加入を求める国又は地域との間で、当該国又は地域の個別の事情を考慮して、交渉することができることを確認する。」

<sup>&</sup>lt;sup>88</sup> ALADI 第 58 条。

<sup>&</sup>lt;sup>89</sup> チリ墨FTA 第20-03条: "The Parties shall promote the convergence of this Agreement with other integration agreements of the Latin American countries, in accordance with the mechanisms established in the Montevideo Treaty 1980."

<sup>90</sup> 日星 EPA 第 153 条、日墨 EPA 第 176 条、日馬 EPA 第 159 条、日比 EPA 第 165 条、日智 EPA 第 199 条、日泰 EPA 第 173 条。

<sup>91</sup> 例えば、日豪通商協定、日墨通商協定(第8条第2項)では3か月前の通告を要し、日馬通商協定(第11条第2項)、日尼友好通商条約(第11条第3項)では6か月前の通告を要するものとされた。

 $<sup>^{92}</sup>$  むろん、各 RTA において規定される固有の権利義務の範囲及び程度に応じて、改正を行う必要性の程度は異なりうる。

適時な改正が行われなければ、一方的通告による RTA の終了という事態をもたらし (RTA の終了 については、後述 III.3.(3)参照)、当初の締結交渉にかけた時間と費用が無駄になるリスクも増す。この意味で、改正規定は、RTA 発効後の状況変化に当該 RTA が適応していくためのインターフェイスのひとつとして機能する。

この点、日本の EPA は、規律を事後に変更する際の法形式及び手続の多様さが特徴的である。

まず、実施取極とは、「この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極」を指す $^{93}$ 。実施取極も条約法条約にいう「条約」に該当し、国際法上の効力において EPA 本体と異なるところはないものの、日本の国内法においては EPA の枠組の下にある行政協定として位置づけられる $^{94}$ 。実施取極を改正するには締約国間の協議によるものの $^{95}$ 、国会による承認が改正の発効条件とならないため行政府限りで発効させることが可能である $^{96}$ 。これに対して簡易改正とは、EPA 本体の一部であるものの付随的・技術的であり変動が予想され、特恵協定等においても行政府限りで変更するような一定の事項について $^{97}$ 、特に規定を設けることによって簡易な手続(公文交換等)で改正を発効させることを認める制度である $^{98}$ 。実施取極に規定される事項と簡易改正が認められる事項とでは相違があるものの、いずれも将来の状況変化を想定して柔軟に改正を認める制度的工夫として、共通点を有する。

通常の条約改正に加えて実施取極の改正や簡易改正という形式を別途設けることは、批准等の手続を要せずに柔軟に改正できるようにすることで、RTAの実効性を確保する機能を有しているといえる。むろん、いかなる事項がいずれの法形式に適するかについては当然慎重な検討を要するものの、締結相手国の国内法制の事情が許せば<sup>99</sup>、今後も積極的に利用する余地がある。また、定期的な一般見直しの機会を設けることで、改正を検討する機会が制度化されたといえる。定期的な一般的見直しは、RTAの運用及び機能に関わる微小な状況変化についても円滑に議題化することを可能にする点で、運営制度として最高意思決定機関の定期的会合を設けないことの持つリスクを低減する機能を有する<sup>100</sup>。以上のように、日本の EPA が規律を事後に変更するための制度を豊富に具えていることは、発効後の柔軟な変更を可能にする点で機能的である<sup>101</sup>。

98 日比 EPA 第 163 条第 2 項、日智 EPA 第 197 条第 3 項、日泰 EPA 第 171 条第 2 項等を参照。

<sup>93</sup> 日星 EPA 第 7 条、日馬 EPA 第 12 条、日比 EPA 第 12 条、日智 EPA 第 27 条第 5 項、日泰 EPA 第 12 条等。

<sup>&</sup>lt;sup>94</sup> 実施取極の規定は国内法規に反しない限りで実施すると定めることによって(日馬 EPA 第 42 条等)、日本においては EPA 本体とは異なり国内法より下位に置かれることとなる。これに対して、従来の通商条約の「議定書」は、国内法上も通商条約と同じ法的性質を有し、改正には国会による承認も要する点で異なる(樺島光次、「日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の締結について」『税関調査月報』10 巻 3 号(1957)、24 頁参照)。ただし、事項によっては、交換公文等の形式でもって国内法の範囲内で適用する旨を規定する場合があった(例えば、日豪通商協定の仮実施に関する日豪間の 1957 年 7 月 6 日付交換公文を参照)。

<sup>95</sup> 実施取極の改正は、締約国の要請に基づいて協議した上でなされる。日馬 EPA 実施取極第 44 条、日比 EPA 実施 取極第 60 条等を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>96</sup> 合同委員会の構成、特許出願手続の簡易化、競争やビジネス環境整備等、事後の変化が予測される事項や技術的な事項が実施取極に規定される。

<sup>&</sup>lt;sup>97</sup> 個別品目の原産地規則等について適用される。

 $<sup>^{99}</sup>$  日墨 EPA においては、相手方であるメキシコ国内法には行政協定という形式が確立しておらず、原則として全て上院の承認が必要とされていた。他方で日馬 EPA において、マレーシア政府は RTA 本体の締結すら行政府限りで可能であるほどの権限を有していた。それゆえ、理由はまったく異なるものの、メキシコにとってもマレーシアにとっても、改正の形式を複数設ける理由はなかったといえる。また、日智 EPA においても、チリの国内法上は簡易改正と実施取極の改正がいずれも行政協定としてなされるため、両者を区別する理由がなかった。日智 EPA 第 27条第 5 項の註及び第 197条第 3 項の註参照。

<sup>100</sup> 日星 EPA を改正する 2007 年議定書は、205 年 12 月の両国首脳会談で提議されたことを受けて、2006 年に総括委員会が交渉を開始し、一般見直し条項に基づく改正交渉の結果として成立した(日星 EPA 改正 2007 年議定書前文参照)。

<sup>&</sup>lt;sup>101</sup> むろん、このような構成をとることでもって常に円滑に規律を変更できるとは限らない。例えば、実施取極に規

ただし、事後の変更が行いやすいからといって、実施取極のような附帯条約としての形式をとらず、覚書等でもって実質的な事項を規律することになれば、法的不明確性を生じる可能性がある点には留意が必要である。また、明文の改正規定によらずに事後の慣行又は締約国間の了解事項として実質的に規定を改正することも<sup>102</sup>、規律の不明確さを生じる可能性がある。むろん当該 RTA 締約国間で合意する段階では問題とされないだろうが、そのような形で規定が実質的に改正されることを認めれば、第三国にとって予測可能性が減少し、改正後の規定の WTO 協定との整合性が確保されているか否かも確認しづらくなる恐れがある。

## (ii) 加入規定について

日本の EPA に加入規定を置かない理由としては、特定の国との間で個別に柔軟な合意ができることこそ RTA の利点であり、第三国が事後に加入する途を開けば締結交渉時に意図しなかった法的効果を生じさせるからだと指摘されることがある。しかしながら、加入規定を置くこと自体がそのような法的不確定性を引き起こすわけではない。加入規定を置くか否かの判断には、そのメリットとデメリットとを衡量することが必要となる。第 1 に、加入規定をおいたからといって、実際にある第三国の加入を認めるか否かについては既存の締約国が主権的判断権を保持できるし $^{103}$ 、加入国に対する譲許の範囲又は程度についても適宜調整を行いうる。第 2 に、第三国の加入を受け入れる RTA の WTO 協定との整合性がすでに認められている場合、加入する国が実質的に全ての貿易をカバーすることは当然求められるものの、RTA 全体としての WTO 協定との整合性について予測可能性が高まる。第 3 に、加入規定を置くこと自体が GATT 第 24 条との整合性を高める効果を有するとされるように $^{104}$ 、実際に加入を認めるか否かはともかく、少なくとも名目上は、開かれた RTAであることの指標となりうる。

さらに、RTA の新規交渉ではなく既存の RTA への加入という形式をとることによって、RTA 及びその機関(小委員会・協力枠組等)を一から作り上げるのと比べて交渉コストや制度維持コストを相当程度軽減しうるという実務的な利点がある。むろん、全ての RTA は締結国間の個別事情に則して固有の規律内容を有するものの、締結相手国の経済構造・経済発展度によってある程度は規律を共通化させうる場合もあろう。仮に既存の全ての RTA に加入規定が置かれていたとすれば、新たに RTA を締結しようとする国をそのうちのいずれかに加入させることが適当な場合もあるのではないだろうか。あるいは、現在のように個々の ASEAN 加盟国との二国間 RTA の締結を先行させつつ<sup>105</sup>、最後に日本と ASEAN の間で締結する RTA を標準的なものとして加入規定を設け、既存の二国間 RTA の締結相手国の加入を認めることでもって、事実上 ASEAN 諸国との間で統一的なRTA を形成する可能性についても検討の余地があるのではないか<sup>106</sup>。その他、ASEAN 加盟国との

定する事項や簡易改正が適用される事項が EPA 本体の権利義務と密接に結びついている場合、EPA の改正なしに実施取極のみ改正することは困難である。

 $<sup>^{102}</sup>$  NAFTA について、このような手法が想定されており(WT/REG4/1/Add.1, 22 July 1996)、実際にも、紛争処理パネルの解釈を覆す目的で解釈了解がなされた例がある。

<sup>103</sup> すべての国に加入の可能性を認める規定を設ける RTA においても、実際に加入が認められた例は多くない (See Fiorentino, Verdeja and Toqueboeuf, *supra* note 3, at 3)。例えば、チリは NAFTA への加入に当初から前向きであり (Leslie Alan Glick, Understanding the North American Free Trade Agreement: Legal and Business Consequences of NAFTA (Kluwer, 2nd ed., 1994), at 9)、加チリ FTA においてはチリの NAFTA 加入を促進する規定まで設けられているものの(加チリ FTA 第 P-04 条)、今日まで実現していない。

<sup>104</sup> バグワティは、RTA が GATT 体制の building block となるための条件として挙げた。Jagdish Bhagwati, THE WORLD TRADING SYSTEM AT RISK (Harvester Wheatsheaf, 1991), at 77.

Reply from NAFTA countries to Question 18, WT/REG4/1/Add.1 (22 July 1996).

<sup>106</sup> 別個に ASEAN 全体との RTA 交渉を新たに行うと、既存の個々の RTA 交渉で難航した論点についてそれぞれ交渉がリオープンするリスクがある。加入という形態をとることによって、そのリスクを完全には除去しないものの、

間で個別に締結した二国間 RTA を維持しつつ、ASEAN 全体とも枠組 RTA を締結し、重複する部分については ASEAN 全体との RTA が優先する旨の規定を置く等して、実質的に加入と同様の効果を生じさせることも可能であろう $^{107}$ 。

#### (iii) 終了規定について

一般に、条約が無限に存続することは考えがたい。RTA については、なおさらである<sup>108</sup>。それゆえ、今後の多角的交渉の進展、再編又はさらに広範囲な統合によって、既存の RTA がその役割を終える場合については、締結時から十分な備えが必要であろう。

そもそも、RTA が終了する場合としては、締約国間の合意による場合(RTA が所期の目的を達成し役割を終えた場合等)と、一部の締約国の意思のみによる場合(RTA の規律又は機能に不満がある等)とがありうる。いずれの場合についても、条文としては一方的通告による終了を認めておけば足りる。具体的な手順としては、終了通告を行い、所定の期間を経れば自動的に条約に基づく権利義務関係が消滅し、国会による承認等は要しない。従来は、当該条約が終了した旨を告示することで国内法上の法的効果を確定させるのが通例である。

ただし、RTA の終了は、RTA に基づく全ての権利義務関係や事業の法的基礎が消失することを意味するため、派生的に締結された契約等は別としても、RTA に基づいて設立された実施制度・協力枠組等の整理・清算が必要となる。それゆえ、通告後に協定が終了するまでの経過期間を超えて、一定の経過期間を設けることが必要な場合もあると思われる。一方的通告によって RTA が終了される場合には経過期間について合意できない可能性も小さくないため、権利義務関係の空白期間が生じたり、締約国の間で条約の効力に服する期間に差が出たりする恐れもある。

この点、チリの加盟する第三国とのRTAである ALADI においては、一方的通告により脱退した国についても、他の加盟国に対する特恵関税を脱退後 5 年間継続すると規定することで条約関係の安定性・予測可能性を高める工夫がなされている  $^{109}$ 。その他、条約を終了させる条件として、一方的通告の前後に締約国間で協議するよう義務づけることや、条約の確定的終了のみでなく一時的な効力停止という形態を設けるといった手法も検討の余地がある  $^{110}$ 。

## IV. おわりに: 一応の分析成果

## 1. 以上の分析の要約

RTA の制度・構造に関する諸規定の分析は、条約体制としての個々の RTA の特性及び実効性を評価し、今後の RTA 交渉 (新規締結交渉又は再交渉) において留意すべき要素を再確認する機会を

一定程度減少させうると思われる。

 $<sup>^{107}</sup>$  このように RTA が並存する状況は、NAFTA と米加 FTA の関係にも類例を見出だすことができる。

<sup>108</sup> 例えば、1947 年 GATT 期に通報された 124 の RTA の内、現存するものは 36 にとどまる。Fiorentino, Verdeja and Toqueboeuf, *supra* note 3, at 4.

<sup>109</sup> ALADI 第 63 条。

<sup>110</sup> ウィーン条約法条約は、当事国間の合意による運用停止(第 57 条)又は条約違反の結果としての運用停止(第 60 条)を原則として想定している。条約違反に基づく運用停止を認める RTA として、例えば独立国家共同体(CIS)FTA 第 25 条第 2 項(WT/REG82/1)を参照。日馬 EPA 交渉の過程では、マレーシア側から EPA の確定的「終了」のための規定に加えて、一時的「運用停止」を行うことを認める規定も提案された(外務省経済局 EPA 交渉チーム編、前掲註 8、131 頁)。しかし、その際の条文案によれば、通貨危機等のような安全保障上の必要があれば、条約違反がない場合でも、一方の締約国の通告によって即時に EPA の全部又は一部の効力停止を認めることとされており、条約関係を不安定にする恐れがあったために合意に至らなかった。

提供する。本稿は、先行研究の蓄積が少なかった論点について、方法論の整備を試みつつ、複合的な比較軸を用いた実証分析を試行することを通して、今後のさらなる研究の基盤を築こうとした。 今回の分析に対しては今後も検証を続ける必要があるものの、以下では、さしあたり最低限の分析結果を要約する。

まず、第 III 章において、RTA の関連規定の比較分析を行った。その結果、以下のような知見が得られた。第 1 に、他条約との関係に関して、日本の締結した EPA は、その過半数が WTO 協定優先条項を置く等、WTO 協定の優越性を認める姿勢が顕著に表れている点が特徴的である。これと対照的に、WTO 協定以外の他条約との関係については不明確性が大きい。第 2 に、運営制度に関しては、効率性及び実効性に対する問題関心から、柔軟な運用が可能な制度となっている点が特徴的である。他方で、それは制度の不確定性を内包しており、かえって実効性を高めづらくなる可能性がある。第 3 に、RTA の発効後の変更に関しては、「改正」について柔軟な制度を設ける一方で、「加入」に関しては柔軟性が乏しい点が特徴的である。RTA 発効後の状況変化に対応するために、制度面でさらなる検討が必要である。

次に、こうした分析を通して、第 II 章において特定した分析方法が検証された。その結果、以下のような知見が得られた。第 1 に、分析対象及び分析視角を特定することによって、「WTO サイド」の分析とは異なる視座から RTA のあり様を虚心坦懐に眺める「RTA サイド」からの比較分析が有益となる。第 2 に、比較分析の切り口としては、(i)対象とする特定の国が締結した RTA 同士の比較、(ii)当該国と RTA を締結した相手国が第三国と締結した RTA (第三国との RTA) との比較、(iii)RTA 以外の関連条約との比較等を組み合わせた、複合的な比較分析を行うことが有意義である 111。第 3 に、RTA の「対外的側面」のみならず「対内的側面」の実効性を確保することの重要性は、看過すべきでない。RTA は、2 国間又は複数国間の条約だという点で従来の通商条約等と同じであるものの、規律範囲及び機能が拡充されたゆえに日常的に運営し、発効後の変化に対応するなどして規律の実効性を継続的に維持することがいっそう重要となるからである。

#### 2. RTA 交渉への示唆

次に、以上の分析をふまえて、今後の RTA 締結交渉又は再交渉のために得られた示唆を抽出する。

第1に、他条約との関係については、個別の適用関係は個別章においても規定する必要があり、RTAの総則的規定においてどこまで特定するか判断が難しいのはたしかである。しかしながら、少なくともWTO協定との整合性を確保する規定については、総則規定において十分に明確にされることが望ましい。仮にRTAとの抵触が締約国間又は第三国との間で問題となり、個別章の解釈によっては処理しえない場合、この種の規定でもって、WTO協定整合的なRTA解釈又は運用を確保すると説明できる場合がありうるからである<sup>112</sup>。機能的に密接な関連を有する租税条約についても、同様である。さらに、RTA中で言及されている他条約が改正される可能性についても、十分に対応しておくことが有益であろう。他条約との関係に関する規定がRTAごとに締結相手国の主張に合

III 日本の締結した EPA を第三国との RTA と比較したことで、日本の EPA の特徴が EPA 締結相手国の RTA の「型」と密接に関連していることが分かった。また、日本の EPA と通商条約と比較したことで、締結相手国ごとの差異よりも EPA と通商条約の間の差異が顕著に現れた。

<sup>112</sup> むろん、「WTO と抵触した場合に本 RTA が優越する」と規定したからといって、直ちに WTO 協定との整合性が問題となるとは限らない。とはいえ、日本が WTO のラウンド交渉にコミットし続け、ラウンド交渉が妥結した暁にはそれを尊重する姿勢を示すというノミナルな役割をもちうる。

わせて区々になれば、将来に禍根が生じうることには注意が必要である。

第2に、運営制度については、個々の分野で専門的作業等を行うための制度は個別章に依存するためさておくとして、統合的な意思決定や円滑な事務運営のためには、必要に応じて政府間で協議し調整する枠組が備わっていれば最低限足りる。高レベルの意思決定機関を具えても、名目的な会合を開催するだけであれば、そのための費用と見合わない恐れがある。その反面、ルーティンな意思疎通のもつ効用にも留意が必要であろう。例えば、定期的な会合がRTA締約国間の経済連携の維持強化を促進したり、RTAの適時な改善や改正の契機となったりする場合がある。少なくとも、第三国とのRTAの多くは意思決定機関の定期的開催を定めているため、経済連携に関して日本がEPA締結相手国と政治レベルで接触する機会が、第三国と比べて相対的に少なくなる可能性はある。RTAが発効後の状況変化に対応していくために、定期的な意見交換のフォーラムを形成することにも利点があると思われる。

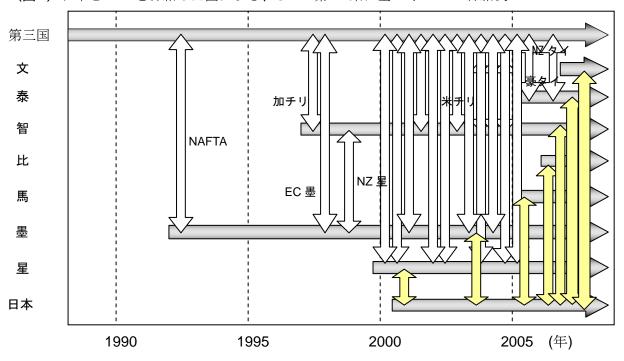
第3に、事後の変更に関する規定の中でも、改正規定については、単純な規定で足りるかのような印象とは異なり、迅速な改変の要請の程度や各締約国の国内法制の違い等に応じて、意外と複雑な配慮を必要とすることが分かった。透明性や予測可能性を向上させつつ、個別の権利義務ごとに適する改正手続を慎重に選別していくことが、これまで締結してきた RTA におけるのと同様に重要となろう。他方で、加入規定については、これまで日本の EPA には置かれてこなかったものの、そのメリットとデメリットとを総合的に評価する必要がある。他国の RTA に散見される規定である一方で、実際に加入を認める例は少ないことからも、加入規定を挿入することが直ちに現実の加入につながるわけではない。また、仮に個別には加入を容認しなくとも、RTA の開放性をアピールしうる規定である。さらに、実際に適用しても差し支えないような場合、新規締結交渉するのと比べて、政府にとっても私人にとってもコストの削減が期待できる。それゆえ、日本にとっての総合的な便益に適うのであれば、今後は挿入を検討するに値するのではないか。

#### 3. 今後の課題

本稿の分析は、比較的 RTA 締結経験の浅い日本の EPA を軸としたために限定的でありかつ偏りがある。しかも、(1)日本の EPA 締結相手国の中でも、いずれの国の締結した RTA を機軸とする分析が日本の EPA の「型」を理解するのに有益か(メキシコかシンガポールか等)、(2)共時的比較対象としての第三国との RTA がさらに増加する中、どのように精密な分析ができるか、(3)通時的比較の対象として、通商条約以外に適切な条約(投資協定等)があるか、(4)既存の RTA の制度・構造に関する諸規定が実際にどのように解釈・適用されているか等については、さらに検討する必要がある。

少なくとも、制度・構造についてすでに日本の EPA がある程度の「型」を確立しつつあることは看取された。RTA の制度・構造に関しては、分析の必要性が高まっていると同時に、これまでの EPA 交渉の経験が今後の EPA 交渉において応用しやすいと考えられるため、ある程度の標準化も 追求しうるかについて今後も分析を進めていく。特に、他条約との関係、運営制度、変更規定等の 諸規定が、RTA の発効後も実効性を持続的に確保するためにそれぞれ有効にかつ相互補完的に機能 するよう配慮した制度設計が可能か、研究することが今後の課題である。

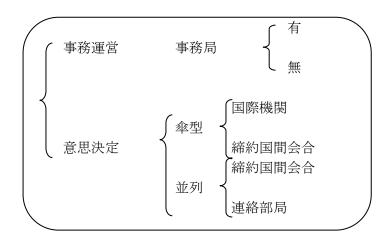
# (図1) 日本と EPA を締結した国による、GATT 第24条に基づく RTA の締結例



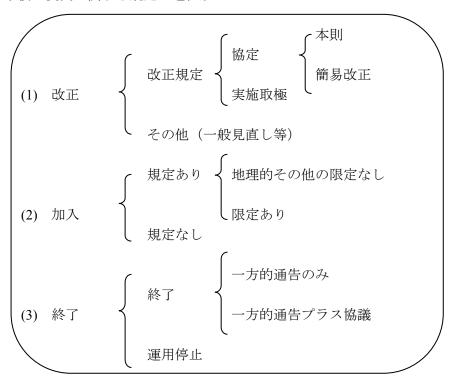
# (図2) 他条約との関係に関する規定の選択肢



## (図3) 運営制度に関する規定の選択肢



## (図4)事後の変更に関する規定の選択肢



#### (附表)

#### Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force

#### By date of entry into force

Source: WTO statistics (as of 1 March 2007)

	30ui	ce: WTO s	lalislics	as ut i ivid	1 (11 2007)	F				1	***		効力			
		GATT/V	/TO noti	fication		process	nination	他条	的との関係		運営		\$41.73			
Agreement	Date of entry into force	Date	Relate d provisi ons	Type of agreem ent	Documen t series	Status	Ref.	GATT/WTO <b>との関係</b>	それ以外の条約との関係	最高意思決定機 関	事務局	その他の <b>機関</b>	加入	改正	脱退・終了	
EFTA (Stockholm Convention) [*2001年Vaduz 条約により改正]	3-May-60	14-Nov-59	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG85	Report adopted	9S/70 04.06.60	多数国間条約上の義務を逸脱させない(49(1))。	各締約国の第三国との条約上の義務 を逸脱させない(49(1))。 EFA、Nordic cooperation及びSwiss-Lichtenstein間遭合 には影響を及ぼさない(49(2))。 租税条 約には影響なく、仮に抵触すれば租税 条約が優越(27(3(b))。	国際機構としてEFTA 設立(1(1))。 EEA理事 会が1国1票により原 則として全会一致で決 定可能(43)。	理事会が措置 する(44(c))。	委員会等	理事会の承認によりいかなる国も加入 可能(56(1))。 国又 はIOとの連携協定も 可能(56(2))。	理事会の決定により改正可 能で、全加盟国の受諾を得 れば発効(59)。	1年前の通告 で脱退可能 (57)	
<u>MERCOSUR</u>	29-Nov-91	5-Mar-92	Enabling Clause	Customs union	WT/COMTD/	Factual examination concluded	::	既存条約を遵守し、経過期間中に なされる合意に基づく締約国の利 基に影響を与えない(8(a)&(b))。 WTO加盟国の権利を害さない (WTICOMTD/1/Add 4/Rev.1, para. 58)。	LAIA他の既存条約を遵守し、経過期間中になされる合意に基づく締約回の利益に影響を与えない(%)(必)(か)。包括的関税削減交渉をする場合は他のLAIA加盟国生協議する(%)。LAIA外の第三国に与えられた便益は、自動的に他の締約国にも拡張される(%(d))。	共同体は国際法人格 を有する(1994年Ouro Preto議定書34)。 外 相及び経済相で構成 する共同市場理事会 が最高意思決定機関 であり、最低半年に1 回会合(1994年Ouro Preto議定書6)。	執行事務局 (1994年Ouro Preto議定書 31)。	行機関であ り(13)、補助	LAIA/LAIA加盟国に ついては、全加盟国 の同意があれば加 入可能(20)。	なし	正式に通告す れば脱退可能 (21)。	
<u>NAFTA</u>	1-Jan-94	1-Feb-93		Free trade agreement	WT/REG4	Consultation s on draft report	:	WTO上の権利義務を確認するものの、抵触があれば本協定が優越 (103.2)。ただし締約国と第三国の間のWTO協定上の権利義務を変更するものではないし、締約国間のWTO上の権利義務を変更するものでもない。	全締約国の加入する他条約上の権利 義務を確認するものの、抵触があれば 本協定が優越 (103.2)。 重複する部分 についてCUSFTAを運用停止する旨を 米加で公文英他た (WT/REG4/1/Add.1, response to question 18)。	閣僚級のFTCが最低 年1回会合(2001)	常設事務局及 びその国内部 局がFTCを補佐 (2002)	委員会等	締約国の同意によ りいかなる国も加入 可能(2204)	合意により改正可能であり、 国内手続を経て発効(2202)	6月前の通告 で終了可能 (2205)	
<u>Canada —</u> <u>Israel</u>	1-Jan-97	23-Jan-97	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG31	Factual examination concluded			両締約国が加入する他条約上の権利 義務を確認するが、抵触があれば本協 定が優越(1.3)。租税条約に影響を及 ぼすものではなく、仮に抵触があれば 租税条約が優越(10.3.2)。	原則として閣僚級の 貿易委員会が、最低 年1回会合(8.2)。	なし	小委員会等	なし	合意により改正可能であり (11.2.1)、各締約国の国内手 続を経て発効(11.2.2)。 付 属書の改正は、公文交換の みで可能(11.2.3)。 発効後2 年以内に更なる自由化につ いて協議(11.5)。	6月前の通告 で終了可能 (11.4)。	
<u>Canada —</u> <u>Chile</u>	5-Jul-97	26-Aug-97	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG38	Factual examination concluded	:	リオール議定書、バーゼル条約と	両締約国が加入する他条約上の権利 義務を確認するが、抵触があれば本協 定が優越 (A-03.2; see WT/REG38/M4, para. 8)。	閣僚レベルで構成す る委員会が、最低年1 回会合 (N-01)	事務局及びそ の各国国内部 門を設置 (N-02)	小委員会等		合意により改正可能であり、 国内手続を経て発効(P-01)。	6月前の通告 で終了可能(P- 05)。	
EC — Tunisia	1-Mar-98	23-Mar-99		Free trade agreement	WT/REG69	Factual examination concluded		GATTの遵守を約束(前文)。	本協定に基づく権利義務関係に影響を与えない限りで他のRTAを維持しうる (23)。 他条約に基づく財政優遇褒の拡張や、租税回避の防止措置を妨げるも 吸ではない(89)。 ECチュニジア協力協 定及びECSCチュニジア協定は、本協定 の発効に伴いreplaceされる(96.2)。 ECが 他の地中海諸国に譲許又は便益を与 えた場合、チュニジアは自らの利益を与 慮するよう求める。(Declaration by Tunisia: WT/REG69/2)。	閣僚級の連携理事会 が年1回会合し(78)、合 意でもって約束力ある 決定が可能(80 & 83)。 定期的な政治対話も 行う(5)。	なし	委員会等	なし	合意により改正可能(39)。	6月前の通告 で終了可能 (93)。	

		GATT/V	VTO noti	fication		Exam process	nination	他条約	的との関係		運営		勃力			
Agreement	Date of entry into force	Date	Relate d provisi ons	Type of agreem ent	Documen t series	Status	Ref.	GATT/WTO <b>との関係</b>	それ以外の条約との関係	最高意思決定機関	事務局	その他の 機関	加入	改正	脱退・終了	
Mexico - <u>Nicaragua</u>	1-Jul-98	17-Oct-05	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG206	Factual examination not started		WTO上の権利義務を確認するものの、 <b>抵触があれば本協定が優越</b> (1-03)。 他の条約の承継条約 についても同様に適用(1-05)。	画締約国が加入するWTO他の協定上 の権利義務を確認するものの、抵触が あれば本協定が優越(1-03)。 他の条 約の承継条約についても同様に適用 (1-05)。	執行委員会(19-01)。	双方の締約国 が国内事務局を 設置し、執行委 員会の監督に 服せしめる(19- 02)。	小委員会等	執行委員会と合意 すればいかなる国も 加入可能(22-05)。	定期的見直しを行う(22-07)。	180日前の相 手国への通告 によりりが、他に 加入国が国との 条約関係は継 続(22-06)。	
Chile - Mexico	1-Aug-99	8-Mar-01	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG125	Factual examination concluded		WTO上の権利義務を確認しつつ、 抵触があれば本協定が優越(1- 04)。	LAIA(ALADI)条約上の権利義務を確認しつつ、抵触があれば本協定が優越(1-04)。 ワシントン条約、モントリオール議定書又はバーゼル条約と抵触する場合は本協定が劣後するものの、可能なかぎり本協定との抵触を少なくする措置をとる(1-06)。 本協定で参照した条約を承継する条約についても同様(1-05)。 ECA No. 17は一部規定を除き廃棄(20-10)。	FTCが最低年1回会合 (17-01(1))。	各国の国内部 門を有する単一 の事務局を設立 (17-02)	小委員会等	締約国の同意を条件として、他のLAIA 加盟国に開放(20- の島)。LAIA(に基づき、予米諸国間の他 の統合を報との合 併(convergence)を 促進(20-03)。	加盟国の合意により改正可能であり、国内手続の後に発効(20-02)。一定分野については将来の交渉開始を予定(20-08)。	一方締約国に よる180日前の 通告で脱退可 能だが、加入 国があれば残りの国の間で 効力維持(20- 07)。	
Israel - Mexico	1-Jul-00	22-Feb-01	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG124	Factual examination concluded		WTO(それを承継する条約を含む) 上の権利義務を確認する(1-04.1)。 原則として、抵触があれば本協定 が優越 (1-04.2)。	両締約国が加入する条約(それらを承 継する条約を含む)上の権利義務を確 認する(1-04.1)。原則として、抵触があれ ば本協定が優越(1-04.2)。	閣僚級のFTCが最低 年1回会合し、決定は 全てコンセンサスで行 う(10-01)。	なし	小委員会等	FTCと合意すれば、 いかなる国も加入 可能(12-04)。 ただ し不適用条項あり。	加盟国の合意により改正可能であり(12-02)、両締約国における国内手続の後に発効(12-03)。	6月前の通告 で脱退可能 (12-05)。	
Mexico - EFTA	1-Jul-01	25-Jul-01	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG126	Factual examination concluded		WTOに基づく(前文)。 他条約上 のDS付託権を損なうものではな い(15.2.2)。	多国間又は二国間協力枠組に基づく (前文)。一方締約国が第三国と締結したRTAに基づいて付与された取扱いに ついては、本協定に基づくMFN待遇の 例外(22)。	閣僚又はSO級のT- PSEP委員会(17.1)	なし	小委員会等	合同委員会の招請 に基づき、いかなる 国も加入可能(82)。	合同委員会で採択され締約 国が批准すれば発効(81)。	6月前の寄託 国(Norway)へ の通告で終了 可能(83)。	
New Zealand - Singapore	1-Jan-01	19-Sep-01	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG127	Factual examination concluded		各締約国の負う <b>条約上の義務を 逸脱させない</b> (80)。	各締約国の負う条約上の義務を逸脱させるものではない(80)。・一方締約国が現在又は将来のRTAに基づいて第三国に与える便益を、他方締約国に拡張することは義務づけられない(81)。	なし	なし	2年に1度、 見直しのた めに閣僚が 会合(68)	締約国の同意があ ればいかなるWTO 加盟国も加入可能 (79)	締約国の合意により改正可 能であり、発効日も合意に基 づく。	180日前の通 : 告で終了 (84(2))。	
United States  — Jordan	17-Dec-01	5-Mar-02	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG134	Factual examination concluded		WTO上の権利義務を確認(1.2)。 両締約国間における、本協定より 有利な取扱いを定める国際義務 を逸脱させない(1.3)。 紛争処理 現場(2世球TO協定上の義務を遵の (1.4)。1994年GATTとは本協定の 発効時のものをいう(18.4)。	両締約国の加入する他条約上の権利 義務を確認(12)。 両締約国間におけ る、本協定より有利な取扱いを定める 国際義務を逸脱させない(1.3)。	閣僚又はその代理からなる合同委員会が 最低年1回会合(15)	なし	各国が国内 連絡部局を 設ける(15. 6)	なし	なし	6月前の通告 で終了可能 (19.3)。	
<u>Japan -</u> Singapore	30-Nov-02	14-Nov-02	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG140	Factual examination concluded		WTO上の権利義務に留意する(前 文)。「この協定と両締約国が当 事国となっている他の協定とが抵 触する場合には、両締約国は、相 原法の一般原則を考慮して、相 互に満足すべき解決を得るため に直ちに相互に <b>協能</b> する」(6(1))。	. 31013 - 1 - 1 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3	閣僚又はSOを共同議 長とする総括委員会 が年1回会合(8)。	なし	合同委員会 等	なし	合意により改正可能であり、 附属書中の一部規定は公文 交換のみで改正可能(151)。 必要な国内手続の後に発効 (152)。 運用に関する一般な 見直しを5年ごとに行う(10)。	1年前の通告 で終了可能 (153)。	
EFTA - Singapore	1-Jan-03	24-Jan-03	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG148	Factual examination concluded		WTO上の権利義務を損なわない (4)	両締約国の加入する他条約上の権利 義務を損なわない(4)	双方の閣僚又はSOが 共同議長となる合同 委員会が、通常2年に 1回会合(55)。各国の 批准を条件として、 的効力ある決定を行う ことも可能。	なし	小委員会等	なし	合同委員会の採択、全締約 国の批准を経て発効(69)	6月前の通告 で脱退可能だ が、星が脱退 した場合協定 全体が終了 (71)	

		GATT/M	/TO noti	fication		Exam process	ination	他条約	約との関係		運営			効力	
Agreement	Date of entry into force	Date	Relate d provisi ons	Type of agreem ent	Documen t series	Status	Ref.	GATT/WTO <b>との関係</b>	それ以外の条約との関係	最高意思決定機 関	事務局	その他の機関	加入	改正	脱退・終了
EC - Chile	1-Feb-03	18-Feb-04		Free trade agreement	WT/REG164	Under factual examination		WTOの重要性を確認(前文)。 WTOと整合的な経済発展を目的 とする(2(4)(d))。	国際通商規則の重要性を確認(前文)。 世界人権宣言を尊重(1)。 本協定に基 づく権利義務関係に影響を与えない限 りで他のRTAを維持しうる(56(1))・一方 締約国が第三国とRTAを形成する場合 は他方締約国と協議する(56(2))	欧州理事会議長とチ リ外相で構成する連 携理事会が、最低2年 に1回会合(3)	なし	特別委員議 (7)、各国を 員から間委国を 会(9)、のの同会 協力の同会(10) (10)	なし	なし	6月前の通告 で終了可能 (Global Agreement, 57(2))。
ASEAN - China	1-Jul-03	21-Dec-04	Enabling Clause	Preferentia I arrangeme nt	WT/COMTD/ N/20 WT/COMTD/ 51	Examination , not requested		WTO上の権利義務を確認する(前 文)。 原則として、各締約国の既 存条約上の権利義務に影響を与 えない(13.2)	原則として、各締約国の既存条約上の 権利義務に影響を与えない(13.2)。本 協定と重複する事項について、各 ASEAN加盟国が中国又は他のASEAN加 盟国との間で本協定の適用を排除する 条約を締結することを妨げない(12A)。	なし	なし	なし	なし	書面での合意により改正可能(14) (2003年10月3日に改例があり、署名のみで発効した。(改正議定書8(1)))	なし
Singapore - Australia	28-Jul-03	1-Oct-03	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG158	Factual examination concluded		WTO上の権利義務に基づく (1.1(d))。 他条約と <b>抵触する場合</b> は協議する(17.5)。	両締約国の加入する他条約上の既存 の権利義務を確認(1.1(d))。 APECを補 完する(1.1(c))。 他条約と抵触する場合 は協議する(17.5)。	なし	なし	連絡部局を	締約国の同意があ れば、いかなる国も 加入可能(17.4)。	合意により改正可能(17.7)。 貿易関連閣僚により原則として2年に1度見直しする (17.3)。	6か月前の通 告で終了可能 (17.8(2))
United States - Singapore	1-Jan-04	19-Dec-03	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG161	Factual examination concluded		WTO上の権利義務を確認(1.1.2)。	両締約国の加入する他条約上の既存 の権利義務を確認(1.12)。 本協定より 有利な待遇を与える他の協定上の義務 を逸脱させない(1.1(3))。本協定発効前 に発効又は署名済みの特惠待遇は維 持可能。	閣僚又はその代理で 構成する合同委員会 が原則年1回会合 (20.1)	なし	小委員会等	締約国の同意があれば、いかなる国も加入可能(21.6)。 ただし、不適用条項あり(21.6(2))。	合意により改正可能で、国 内手続後に発効(21.8)	6月前の通告 で終了可能だ が、他方締約 国が求めれば 協議義務(21.9)
United States  — Chile	1-Jan-04	19-Dec-03	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG160	Factual examination concluded		WTO上の権利義務を確認(1.3)。 多数国間環境条約(MEAS)に関するドーハラウンドの交渉結果をどの程度まで適用するかについては、協議する(19.9)。	両締約国の加入する他条約上の権利 義務を確認(1.3)。	閣僚級で構成するFTC が(21.1.1)、最低年1回 会合(21.1.5)。	なし	小委員会等	なし	合意により改正可能であり、 国内手続の後に発効(24.2)。 本協定に編入されたWTO協 定の規定が改正された場 合、対応して本協定を改正 するか協議する(24.3)。	180日前の通 告で終了可能 (24.4(3))
Republic of Korea - Chile	1-Apr-04	19-Apr-04	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG169	Factual examination concluded			明記されてないものの(WT/REG/3, para. 72)、1.3条1項は一方締約国が第三国と 締結した先行RTA上の権利義務を害し ない(WT/REG169/5, para. 30での回答)。 1996年韓チリ投資協定は失効(21.4)。		各国が国内機 関として事務局 を設立(18.2)	小委員会等	なし	合意により改正可能であり、 国内手続の後に発効(21.2)。	6月前の通告 で終了可能 (21.6)。
Thailand - Australia	1-Jan-05	5-Jan-05	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG185	Factual examination not started	::	WTO上の約束を基礎とする (102(b))。 WTOと抵触すると一方 締約国が <b>考える場合、</b> 協議 (1906)。	両締約国の加入する他協定と抵触すると一方締約国が考える場合、協議 (1906)。 一方締約国が考える場合、協議 (1907)。 一方統約国が他のRTAから得る便益を、他方統約国に拡張することを義務づけるものではない (1907)。 1979 年豪泰協定は失効させる(1908)。 APEC を支援する(102(e))。 租税条約と抵触する場合は租税条約が優越(1607(3))。	る合同委員会が (1701)、原則年1回会	なし	小委員会等	締約国の同意があれば、いかなる国 (WTO加盟国に限らない)も加入又は準加入可能(1905)。	合意により改正可能(1903)。 閣僚級の一般見直しを5年に 1度行う(1704)	1年前の通告 で終了可能 (1910.2)。
Japan - Mexico	1-Apr-05	22-Apr-05	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG198	Factual examination not started		WTO上の権利義務を確認し (167(1)、DSU22条に基づく付託を 妨げないことも確認(167(2))	1969年日墨通商条約を終了(167(3))。日 墨観光協力協定も終了(149(2))。	政府代表で構成する 合同委員会(165)	なし	委員会等	なし	締約国の同意により改正可能であり、両締約国の国内 的受諾後に発効(174)	1年前の通告 で終了可能 (176)
Thailand - New Zealand	1-Jul-05	1-Dec-05	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG207	Factual examination not started		他条約と抵触する場合は協議 (18.6)	他条約と抵触する場合は協議(18.6)。 租税条約と抵触する場合は租税条約が 優越(15.7.5)。 第三国に与えた又は将 来与える特惠的取り扱いは拡張しない (18.7)。 今後第三国との特惠的枠組を 創設又は拡張することは妨げられない (18.7)。 1981年NZ泰通商協定は廃棄 (18.8)。	閣僚又はSOで構成す る合同委員会が (16.1)、原則年1回会 合(16.3)	なし	小委員会 等。 各締 約国は連絡 部局を設け る(16.4)		合意により改正可能()。 閣僚級の一般見直しを5年に1度行う(16.5)	

		GATT/M	/TO noti	fication		Exam	ination	他条約	めとの関係		運営			効力	
Agreement	Date of entry into force	Date	Relate d provisi ons	Type of agreem ent	Documen t series	Status	Ref.	GATT/WTO <b>との関係</b>	それ以外の条約との関係	最高意思決定機関	事務局	その他の <b>機関</b>	加入	改正	脱退・終了
United States - Morocco	1-Jan-06	16-Jan-06	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG208	Factual examination not started			他条約上の権利義務を確認し(1.2(1))、 本協定より有利な取扱いに関する義務 を逸脱させない(1.2(2))。1985年投資協 定第6条及び第7条は原則として効力停 止するものの(1.2(3) & 1.2(4))、本協定が 終了すれば効力回復(10)。租税条約 との間で抵触があれば、租税条約が優 越(21.3(2))。	政府代表で構成する 合同委員会が年1回 会合(19.2)	なし	各国が連絡 部局を設け る(19.1)。	締約国が同意すれ ば、いかなる国も加 入可能(22.5(1))。 不適用条項 あり(22.5(2))。	両締約国の書面による合意 で改正可能であり、各国で 必要な国内手続を経て発効 (22.3)。 一部の譲許表の訂 正及び微少な改正は30日前 (9.13(2))。 WTO協定が改正 された場合、それと整合的に 本協定を改正するべく協議 (22.3)。	180日前の通 告で終了可能 (22.6(2))。
Dominican Republic- Central America- United States (CAFTA-DR)	1-Mar-06	28-Mar-06	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG211	Factual examination not started		両締約国間のWTO上の権利義務 を確認する(1.3.1)。	FTAA設立に貢献(前文)。 両締約国の加入する他条約上の権利義務を確認する(1.3.1)。 中米統合は、本協定と反しない限りは妨げない(1.3.2)	開僚レベルの FTC(19.1)	なし	各国が調整 者を選定 (19.2)	FTCが同意すれば 加入可能(22.6)	合意により改正可能で、全 締約国が受諾書を寄託すれ は発効(22.2)。(*ただし 060310付の米国とEI Salvador 間の改正合意あり)。 WTO 協定が改正された場合、整 合的に改正することを目指し て協議する(22.3)。	6月前の通告 で終了可能 (22.7)
<u>Japan -</u> <u>Malaysia</u>	13-Jul-06	13-Jul-06	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG216	Examination not requested		WTO上の権利義務を確認(11.1)。 <b>抵触すればWTO協定が優先</b> (11.2)。	日ASEAN統合枠組み合意に留意(前文)。 両締約国が加入する他条約上の権利義務を確認(11.1)。抵触があれば協議(11.3)。	原則SOで、特に合意 すれば閣僚が共同議 長となる合同委員会 が(13)、合意に基づい て会合する(13.5)。	なし	委員会等。 各国は連絡 部局を定め る(15)	なし	合意により改正可能で、国 内手続を経て発効(157)。 5 年ごとに一般的な見直しを 行う(155)。	1年前の通告 で終了可能 (159)。
Republic of Korea - Singapore	2-Mar-06	21-Feb-06	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG210	Factual examination not started		WTO上の権利義務を確認し、抵触 があれば原則として協議(1.3)。	両締約国が加入する他条約上の権利 義務を確認し、抵触があれば原則とし て協議(1.3)。 物又はサービスの貿易 について本協定より有利な取扱いを定 める両締約国間の他条約上の義務を 逸脱させない(1.1.3)。 租税条約に影響 せず、抵触があれば租税条約が優越 (21.4.2)。	閣僚又はその代理 が、原則として年1回 会合(22.1)。	なし	各国は連絡 部局を定め る(22.2)。	なし	合意により改正可能であり、 国内手続完了した旨の公文 交換により発効(22.4)。	6月前の通告 で終了可能 (22.6)。
<u>Jordan -</u> <u>Singapore</u>	22-Aug-05	7-Jul-06	GATT Art. XXIV	Free trade agreement	WT/REG215	Factual examination not started		WTO上の権利義務を確認(1.1.2)。	両締約国の加入する他条約上の既存 の権利義務を確認(1.1.2)。	閣僚級が代表する合 同委員会が(8.1.4)、原 則として2年に1回会合 (8.1.5)。	なし。	委員会等	なし		6月前の通告 で終了可能 (8.12)
Mexico - Bolivia	1-Jan-95							GAIT上の権利義務を確認しつつ、接触があれば本協定が優越 (1-02)。本協定で言及した条約 は、それを承継した条約を含む(1- 04)。	LAIA上の権利義務を確認しつつ、抵触 があれば本協定が優越(1-02)。	執行委員会(18-01)	事務局(18-02)	小委員会等	委員会と合意すれ ば、いかなる国も加 入可能(21-06)。 LAIAに基づきう米 諸国間の他の統合 枠組との合併を促 進(20-03)。	合意により改正可能であり、 国内手続を経て発効(21- 02)。	原則として180 日前の相手国 への通告によ り終了可能だが、他に加入 国があれば当 該他の無利関係 は継続(21- 07)。
Mexico - Uruguay	15-Jul-04							GATT上の権利義務を確認しつつ、抵触があれば本協定が優越 (1-03)。 本協定で言及した条約 は、それを承継した条約を含む(1- 05)。	LAIA上の権利義務を確認しつつ、抵触 があれば本協定が優越(1-03)。	執行委員会(17-01)	事務局(17-02)	小委員会等	委員会と合意すれ ば、いかなる国もれ 入可能(21-06)。 LAIAに基づきラ米 諸国間の他の統合 枠組との合併を促 進(20-03)。	合意により改正可能であり、 国内手続を経て発効(20- 02)。一部の分野(民営化及 びサービス)については将来 の交渉を想定(20-04)	原則として180 日前の通手国 への通子可出と り終了では が、他にれば当 該国との 該国との 関係は継続 (20-07)。

		GATT/V	VTO noti	fication		Exam process	ination	他条約	<b>約との関係</b>		運営			効力	
Agreement	Date of entry into force	Date	Relate d provisi ons	Type of agreem ent	Documen t series	Status	Ref.	GATT/WTO <b>との関係</b>	それ以外の条約との関係	最高意思決定機関	事務局	その他の <b>機関</b>	加入	改正	脱退・終了
Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement (Brunei Darussalam, Chile, New Zealand & Singapore)	1-Jan-06			Free trade agreement				各締約国の負う他条約上の義務 を逸脱させない(18.2)。	各締約国の負う他条約上の義務を逸脱させない(18.2)。 租税条約に影響せず、抵触すれば <b>租税条約が優越</b> (19.4.4.)。 なお、締約国間の租税条約については、本協定との間に抵触があるか否かの判断は租税条約の担当当局が専権を有する(19.4.4.)。 Waitangi条約にも影響を及ぼさない(19.5)。	高原又は50 C構成 9 る太平洋横断戦略経 済連携委員会が	なし	小委員会等	既存の締約国の合意した条件に基立して、APEC加盟国その他のいかなる国も加入可能(20.6)。	合意により改正可能であり (20.7.1)、国内手続を経て発 効(20.7.2)。本協定に編入さ 木たWTO能定の規定が改 正された場合、それに対応 した改正が必要か否か締約 国間で協議する(20.7.3) (発効後2年以内に、投資協 定(20.1)及び金融サービス (20.2)について交渉開始す る。」委員会は、発効後2年 以内、その後最低3年ごとに 改正又来等につき検討する (17.2.1(b))。	だが、脱退した 国以外の締約 国については 存続する
Japan-Philippines EPA				Free trade agreement				先(11.2)。 WTO協定の改正があ れば、VCLTを適用して適宜協議 (11.5)。	日ASEAN統合枠組合意に習意(前 文)。 両締約国の加入する他条約上 の権利義務を確認(11.1)。 日比友好 遺商航源条約と抵触する場合は本協 定が優越(1.3)。 それ以外で両締約 国が加入する条約と抵触すれば協議 (1.14)。 両締約国が加入する条約の改 正があれば、VCLTを適用して適宜協 議((11.5)。	政府代表で構成する 合同委員会が原則と して年1回会合(13)	なし	委員会 (13.4)等。 各国は連絡 部局を設け る(14)	なし	合意により改正可能であり、 国内手続を経て発効(163)。 一定の事項は交換公文のみ で改正可能(1632)。5年ご とに一般的な見直しを行う (161)。	1年前の通告 で終了可能 (165)。
Japan-Chile EPA				Free trade agreement				WTO上の権利義務を確認(3)。	両締約国の加入する他条約上の権利 義務を確認(3)。	開僚又は上級職員で 構成する委員会が (189)、要請に基づい で会合(191(3))	なし	小委員会等	なし	合意により改正可能であり、 国内手続を経て発効(197)。 一定の事項は交換公文のみ で改正可能(197(3))。	1年前の通告 で終了可能 (199)。
Japan-Thai EPA				Free trade agreement						日本は次官級、タイは副次官級以上で構成する合同委員会が	なし	委員会等	なし	締約国の同意により改正可 能であり、両締約国の国内 的受路後に発効(171)、10年 ごとに一般的な見直しを行う (169)。	
Japan-Brunei EPA				Free trade agreement				WTO上の権利義務を確認(9.1)。抵 触する場合は協議(9.2)。	他条約上の権利義務を確認(9.1)。抵触 する場合は協議(9.2)。	政府代表(11.3(a))	なし	委員会等	なし	締約国の同意により改正可能であり、両締約国の国恵内的受諾後に発効(120)。10年ごとに一般的な見直しを行う(119)。	